

瑞穂市公共施設等総合管理計画



平成 28 年 3 月 策定
令和 4 年 3 月 改訂



瑞穂市公共施設等総合管理計画

目次

| | |
|---|-----------|
| 第1章 背景と目的等 | 1 |
| 1. 背景と目的 | 1 |
| (1) 国の動向 | 1 |
| (2) 本市の取り組み | 1 |
| (3) 目的 | 1 |
| 2. 計画の位置付け | 2 |
| 3. SDGsの視点 | 2 |
| 4. 対象施設 | 3 |
| (1) 建物系公共施設 | 3 |
| (2) 土木インフラ施設 | 3 |
| (3) 計画期間 | 3 |
| 第2章 現状と課題 | 4 |
| 1. 瑞穂市の概要 | 4 |
| (1) 市の概況 | 4 |
| (2) 人口動向 | 5 |
| (3) 人口構成の動向 | 6 |
| (4) 財政状況 | 10 |
| 2. 瑞穂市の公共施設 | 13 |
| (1) 公共建築物 | 13 |
| (2) 土木構造物 | 19 |
| 3. 将来の更新及び改修コストの推計 | 24 |
| 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方 | 27 |
| 1. 将来を見据えた課題と基本理念 | 27 |
| (1) 将来を見据えた課題 | 27 |
| (2) 基本理念 | 28 |
| 2. 管理に関する基本的な考え方 | 29 |
| (1) 点検・診断等の実施方針 | 29 |
| (2) 維持管理・修繕・大規模改修・更新等の実施方針 | 29 |
| (3) 長寿命化の推進方針 | 30 |
| (4) 統廃合等の推進方針 | 30 |
| (5) 民間活力の活用方針 | 31 |
| (6) 余剰資産の利活用方針 | 31 |

| | |
|---------------------------------|-----------|
| (7) 民間提案を受け入れる仕組みの構築方針..... | 31 |
| (8) ユニバーサルデザイン化及び脱炭素化の推進方針..... | 31 |
| (9) 公会計(固定資産台帳)の活用方針..... | 31 |
| (10) 広域的な連携の取り組み方針..... | 31 |
| 3. 施設類型の管理に関する基本的な方針..... | 32 |
| (1) 公共施設(全体)..... | 32 |
| (2) 道路(舗装・照明施設等の道路附属物)施設..... | 33 |
| (3) 橋梁施設..... | 33 |
| (4) 上水道施設..... | 34 |
| (5) 下水道施設..... | 34 |
| (6) 公園施設..... | 34 |
| 第4章 計画の推進..... | 35 |
| 1. 全庁的な取り組み体制の構築方針..... | 35 |
| 2. 計画の進行管理..... | 35 |
| 3. 瑞穂市公共施設マネジメント推進ロードマップ..... | 36 |

第1章 背景と目的等

1. 背景と目的

(1) 国の動向

近年、高度成長期に一斉整備された公共施設や道路等のインフラが更新時期を迎えつつあり、これら施設等の老朽化に起因する事故等が社会問題となっています。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ると共に、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

このような状況の中、国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、平成 26 年 4 月には公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう、地方公共団体に対し要請を行いました。

これに応じ、本市では平成 27 年度に本計画を策定しましたが、その後、国から公共施設等総合管理計画の策定に係る指針の見直しや見直しに当たっての留意事項が示されたほか、令和 3 年中の計画見直しが求められました。

(2) 本市の取り組み

本市では、人口の増加や行政需要の拡大等を背景に、主に昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて公共施設等の建設・整備が行われており、これらの施設は、年月とともに老朽化が進んでいるため、今後施設の更新等が必要になります。

一方、財政状況は、少子高齢化の進行に伴い、公共施設等の維持管理や新設に必要な予算に比べ、社会保障に係わる予算が増加していきまます。また、市民の多様なニーズに対応したサービス水準を維持する取り組みが必要と考えます。

本市では、限られた財源の中、市民のニーズに対応した行政サービスの提供・質の向上を実現していくために、現状の公共施設にかかるコスト情報と施設情報の両面から実態を把握し、課題を抽出したうえで、統一的・一元的な管理を実現するための管理運営方法（投資計画や行政組織等）を定め、公共施設のマネジメントを実施していきます。

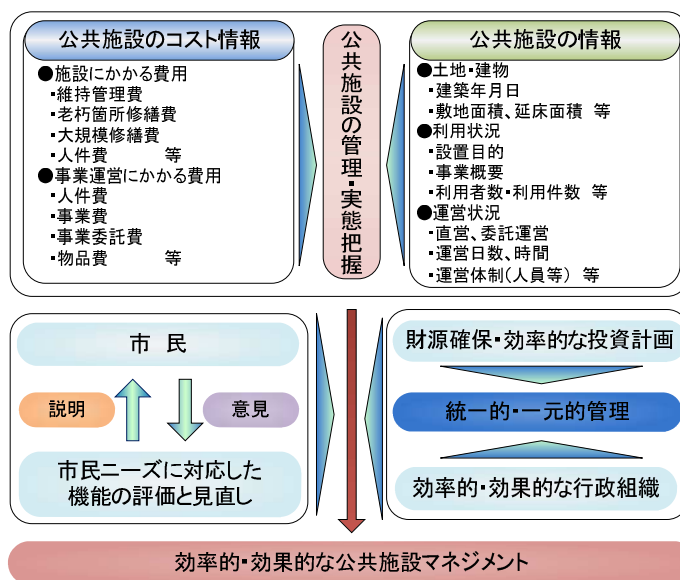


図 1.1 公共施設マネジメントのあり方

(3) 目的

公共施設マネジメントの実施に向け、本市では、平成 27 年 3 月に瑞穂市が所有している公共施設の施設用途別の配置状況や管理運営状況・利用状況等、市全体の公共施設の現状を明らかにした「瑞穂市公共施設白書」を作成しました。これを踏まえ、本市の公共施設マネジメントをさらに推進するため、平成 26 年 4 月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定に

あたっての指針」（以下「総合管理計画策定指針」という。）に基づき、平成 28 年 3 月に「瑞穂市公共施設等総合管理計画」を策定し、その基本的な方針を定めましたが、その後、国から改訂指針が示されたため、これに沿った内容に改訂するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、本市の「瑞穂市第 2 次総合計画」の下部計画として、総合計画に掲げる道路や橋梁、上・下水道施設等の長寿命化や適正管理、建物系公共施設のマネジメントの推進等の取り組みを具体化するものです。

また、本計画は、建物系公共施設や橋梁等の土木インフラ施設に係わる個別施設計画の上位計画として位置付けます。

なお、平成 25 年 11 月 29 日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」及び平成 26 年 4 月 22 日に総務大臣から通知のあった「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により体系上は、地方公共団体における「行動計画」に相当し、本市の公共施設等の今後の維持管理等のあり方について基本的な方針を示すものです。

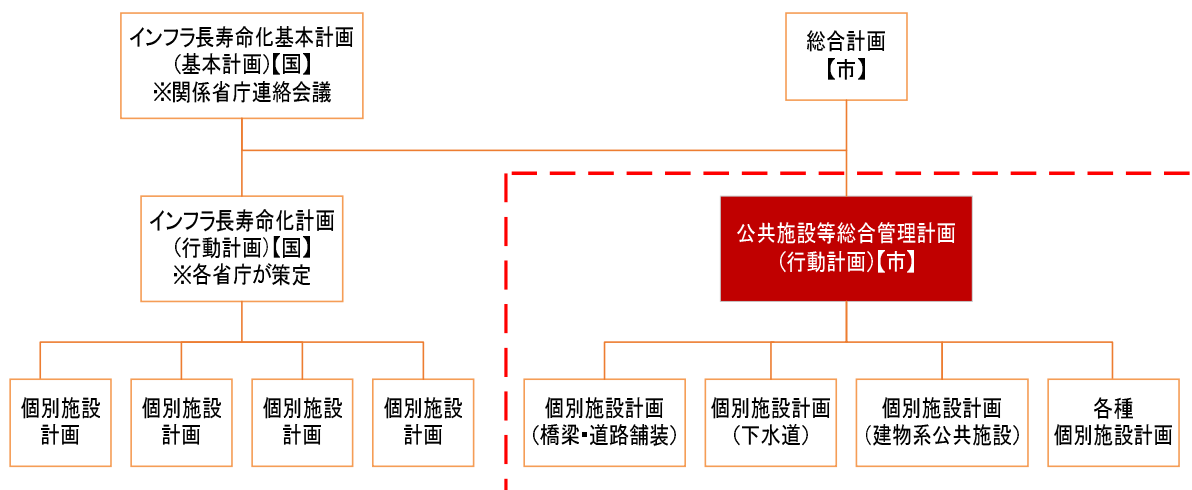


図 1.2 本計画の位置付け

3. SDG s の視点

瑞穂市第 2 次総合計画（後期基本計画）の基本視点としてSDG s の概念を取り入れており、当計画においてもSDG s の視点を取り入れて、公共施設マネジメントに取り組みます。



図 1.3 SDG s

4. 対象施設

(1) 建物系公共施設

建物系公共施設（本市が保有する公共建築物のうち、土木インフラ施設に属するもの以外の施設）は下記の施設を対象とします。

市民文化系施設、社会教育系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、供給処理施設、その他①（トイレ、付属倉庫等）、その他②（火葬場）、その他③（自転車駐車場）、その他④（排水機場）

(2) 土木インフラ施設

土木インフラ施設は下記の施設を対象とします。

道路施設、橋梁施設、公園施設、上水道施設、下水道施設、農業土木施設

※ただし、国土交通省インフラ長寿命化の行動計画（平成 26 年 5 月 21 日）における対象施設の考え方を参考とし、原則として次のような施設を除くものとします。

（具体例）

- ▶ 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設（経年劣化によらない施設、例えば法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設）
- ▶ 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗部材（例えば機側操作盤、無線通信機器）
- ▶ 財政にほとんど影響しない小規模の施設（渡り廊下、倉庫）等、本計画の趣旨に合わない施設

(3) 計画期間

総合管理計画策定指針においては、計画期間は「少なくとも 10 年以上」としつつ、将来人口の見通しとして約 30 年先を見据えて公共施設等総合管理計画を策定するものとされています。

一方、本市の人口は、今後 10 年程度は増加すると予想されることから、総合管理計画策定指針に示されている約 30 年に 10 年を加えたうえで、長期的な視野を持ちながら、本市で投資的経費の財源負担が多くなる大規模な更新時期に備えるため、計画期間を 40 年間と設定します。

第2章 現状と課題

1. 瑞穂市の概要

(1) 市の概況

1) まちの沿革

本市、は平成 15 年 5 月に穂積町・巣南町が合併し誕生しました。このうち、穂積町は、昭和 23 年に穂積村が町制施行により穂積町となり、昭和 29 年 11 月に穂積町・本田村・牛牧村・生津村の一部が合併して新生穂積町が誕生し、昭和 32 年 7 月には巣南村宝江地区を編入しました。

一方、巣南町は、昭和 29 年 9 月に川崎村・船木村・鷺田村の 3 村が合併して、巣南町が誕生し、昭和 39 年 4 月町制施行により巣南町となりました。

2) 瑞穂市の位置

本市は、東経 136 度 41 分 37 秒、北緯 35 度 23 分 24 秒、濃尾平野の北西、岐阜県の南西部に位置しています。

さらに、周辺都市との位置関係をみると、東部で県都岐阜市に接しているほか、北部は本巣市及び北方町に、西部は、大野町、神戸町及び大垣市に、南部は、大垣市及び安八町に接しています。



図 2.1 瑞穂市の位置と市内地区

3) 交通状況

本市は、国道 21 号、本巣市から海津市へ縦断する主要地方道北方多度線が通っているほか、JR 穂積駅から名古屋駅間では最短 25 分と、広域的な人と物の交流を可能にしています。そして、市内に 3 駅を有する樽見鉄道が通っており、地域の足として活用されています。

また、市北部には江戸時代の五街道の一つである中山道が通っており、古くから交通条件に恵まれていたことが伺えます。

4) 地勢と自然

本市は、東には長良川、西には揖斐川が流れ、東西 5.5km、南北 6.5km にわたって平地が広がる面積 28.19km²のまちです。

市内には、この 2 本の河川のほかに、犀川・五六川・中川・糸貫川・天王川等の計 18 本の一級河川が北から南に向かって流れており、その面積も全体の約 20% を占める等、水に恵まれた環境を有しています。

このような肥沃な地勢は、市民に潤いを与え、農業の振興にも役立てられてきましたが、一方で、水害との戦いの歴史も色濃く残っています。近年では、防災面の対策が進み、大きな水害には見舞われていませんが、水害への備えは、本市にとっての重要課題として今も位置づけられています。

5) 気候の概要

本市は、令和 2 年の最高平均気温 35.9 度、最低平均気温 2.8 度と季節の寒暖差がはっきりしており、年間平均では 17.0 度と大変暮らしやすい気候となっています。

(2) 人口動向

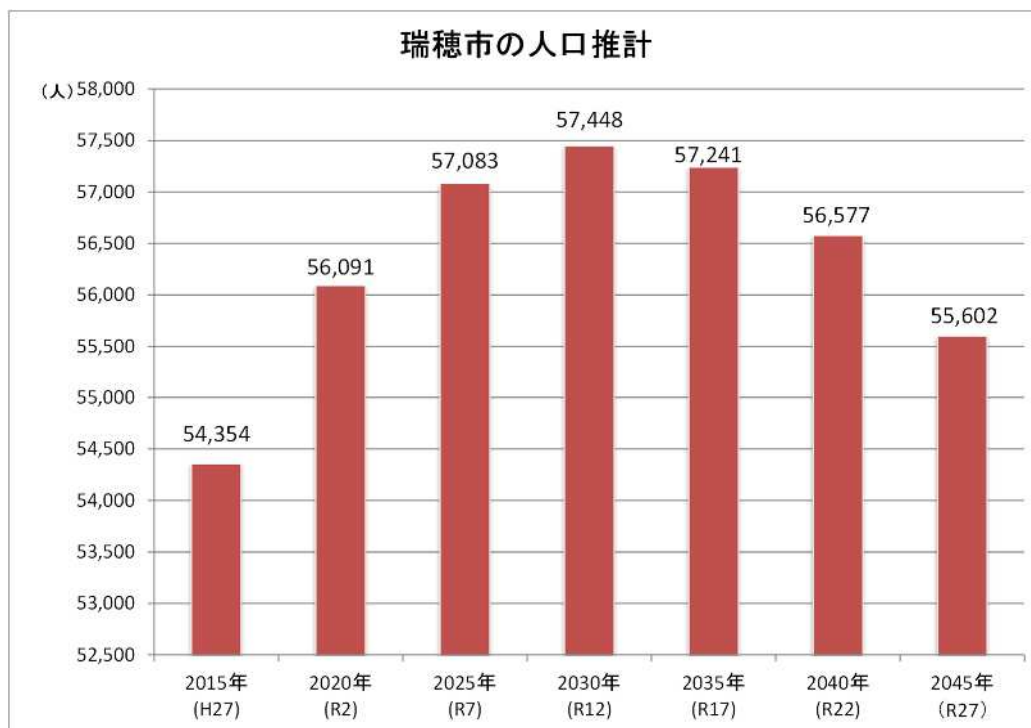
1) 総人口の動向

本市では、高度成長期を中心として、豊かな水源を求めて多くの企業が進出しているほか、学生数約 2,700 人を抱える朝日大学を有し、道路・交通の面でも恵まれた環境にあります。

こうした中、市内では住宅開発が進んでおり、県内でも有数の人口増加率及び若年層の比率の高さを示しており、国勢調査によると令和 2 年（2020 年）の総人口は、56,388 人となっています。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）』によると、令和 12 年（2030 年）の 57,448 人をピークに総人口は減少すると予想されています。

※国勢調査：人口速報集計（要計表による人口集計）



出典：『日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）

図 2.2 瑞穂市の総人口

2) 小学校区別人口の動向

市域の小学校区別の人口をみると、生津小学校区や南小学校区は将来も人口が増加することが予想されますが、その他の小学校区では、ピーク時期は異なるものの、人口は減少傾向にあります。



図 2.3 小学校区別の総人口動向推計値

(3) 人口構成の動向

1) 総人口構成

人口構成についてみると、令和 12 年（2030 年）は、総人口 57,448 人のうち、年少人口（14 歳以下）8,616 人（総人口の 15.0%）、生産年齢人口（15～64 歳）35,835 人（総人口の 62.4%）、老年人口（65 歳以上）12,997 人（総人口の 22.6%）になると予想されます。これに対して、令和 27 年（2045 年）には、総人口 55,602 人のうち、年少人口（14 歳以下）8,083 人（総人口の 14.5%）、生産年齢人口（15～64 歳）31,656 人（総人口の 57.0%）、老年人口（65 歳以上）15,863 人（総人口の 28.5%）になると予想されます。

また、老年化指数をみると、平成 22 年（2010 年）が 99.5%、平成 27 年（2015 年）には 120.6%、令和 27 年（2045 年）には 196.3% となり、少子高齢化が進行することが予想されます。全国的に少子高齢化が急速に進む中、本市では、進行は緩やかであるものの、少子高齢化は確実に進行することから、地域活力の低下や地域コミュニティの衰弱等が心配されます。

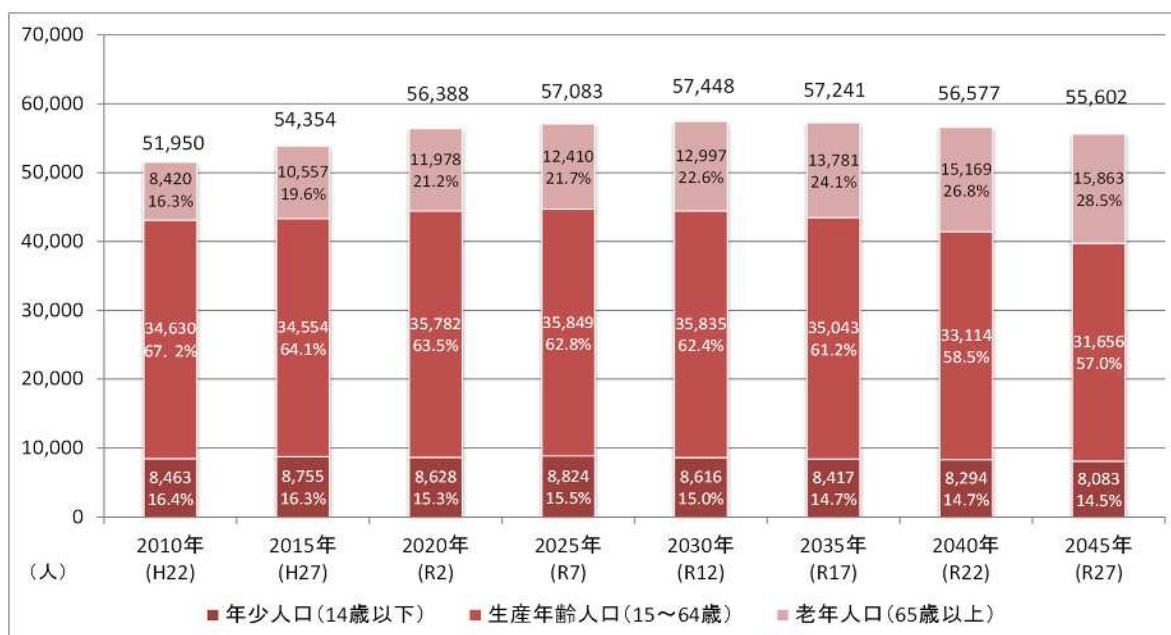


図 2.4 年齢別人口の動向

表 2.1 人口に関する主な指数

| 年 | 2010年 (H22) | 2015年 (H27) | 2020年 (R2) | 2025年 (R7) | 2030年 (R12) | 2035年 (R17) | 2040年 (R22) | 2045年 (R27) |
|---------------------|----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 人口数 (人) | 51,950 | 54,354 | 56,388 | 57,083 | 57,448 | 57,241 | 56,577 | 55,602 |
| 年少人口割合(%) | 16.4 | 16.3 | 15.3 | 15.5 | 15.0 | 14.7 | 14.7 | 14.5 |
| 生産年齢人口割合(%) | 67.2 | 64.1 | 63.5 | 62.8 | 62.4 | 61.2 | 58.5 | 57.0 |
| 老年人口割合(%) (高齢化率) | 16.3 | 19.6 | 21.2 | 21.7 | 22.6 | 24.1 | 26.8 | 28.5 |
| 年少人口指数(%) | 24.4 | 25.3 | 24.1 | 24.6 | 24.0 | 24.0 | 25.0 | 25.5 |
| 老年人口指数(%) | 24.3 | 30.6 | 33.5 | 34.6 | 36.3 | 39.3 | 45.8 | 50.1 |
| 従属人口指数(%) | 48.8 | 55.9 | 57.6 | 59.2 | 60.3 | 63.3 | 70.9 | 75.6 |
| 老年化指数(%) | 99.5 | 120.6 | 138.8 | 140.6 | 150.8 | 163.7 | 182.9 | 196.3 |

※年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)

※年少人口指数=年少人口÷生産年齢人口×100

※老年人口指数=老年人口÷生産年齢人口×100

※従属人口指数=(年少人口+老年人口)÷生産年齢人口×100

※老年化指数=老年人口÷年少人口×100

2) 小学校区別人口構成

市域の小学校区別の人口構成をみると、人口の増加が予想されている生津小学校区や南小学校区においても、令和27年（2045年）には生津小学校区は、年少人口割合14.5%、老年人口割合28.7%、南小学校区は、年少人口割合15.2%、老年人口割合27.4%と少子高齢化が進むことがわかります。西小学校区や中小小学校区の老年人口割合は、それぞれ30.2%、32.2%となり約3人に1人が高齢者となります。

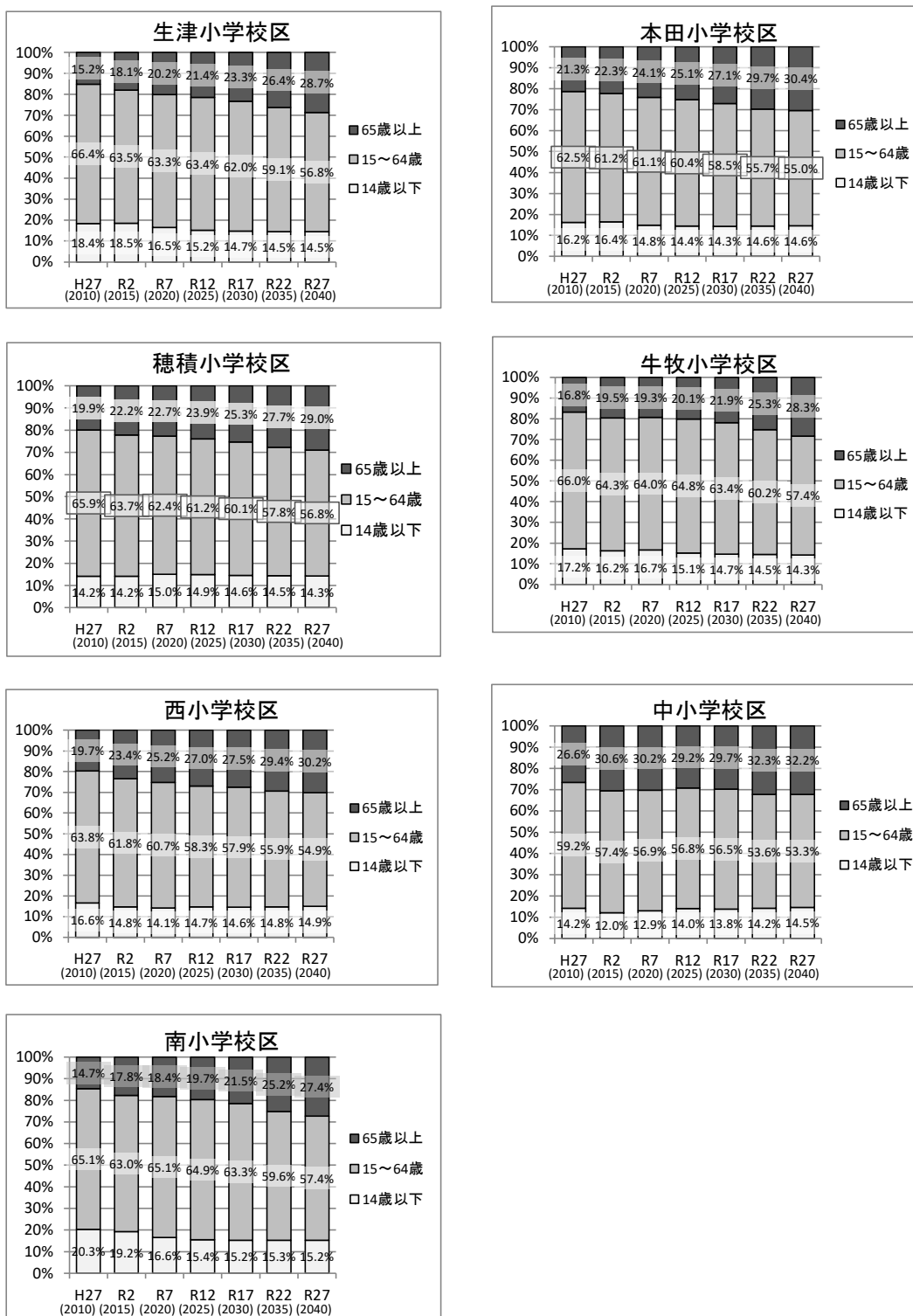


図 2.5 小学校区別人口構成の動向

3) 小学校区別人口・世帯数

令和3年(2021年)3月現在の小学校区別の人口は、穂積小学校区が14,066人(市総人口の25%)、牛牧小学校区が12,501人(市総人口の23%)となっており、この2地区で市総人口の48%を占めています。

世帯数においても、人口と同じく穂積小学校区が5,579世帯(市全体世帯数の27%)と牛牧小学校区が4,846世帯(市全体世帯数の23%)と多く、市全体世帯数の50%を占めています。

人口密度及び世帯密度は、市全体に占める地区面積が小さい生津小学校区(面積1.88km², 7%)が最も高く、人口密度3,116人/km²、世帯密度1,194世帯/km²となっています。

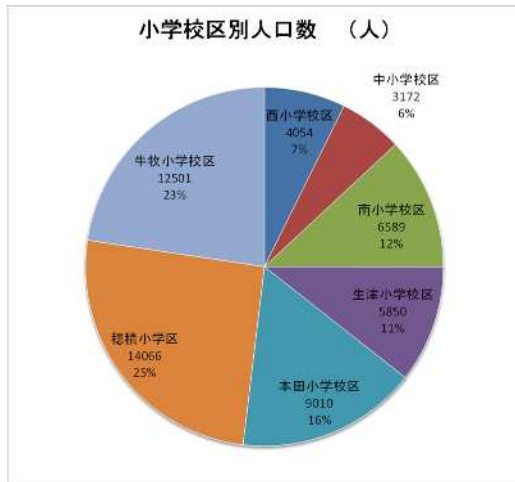


図 2.6 小学校区別人口 (令和3年3月)

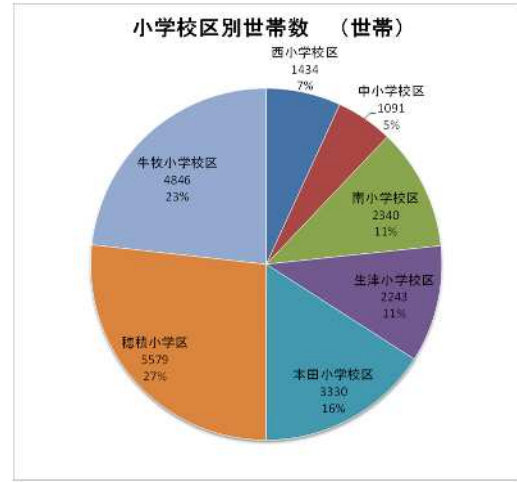


図 2.7 小学区別世帯数 (令和3年3月)



図 2.8 小学校区別人口密度 (令和3年3月)

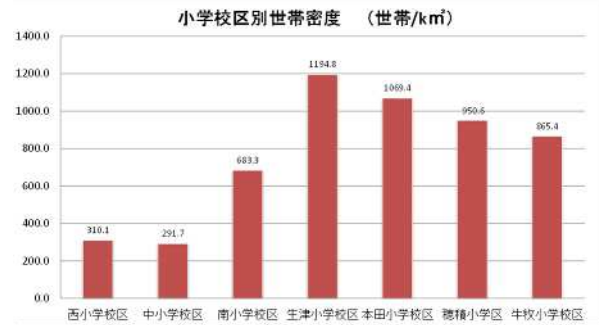


図 2.9 小学校区別世帯密度 (令和3年3月)

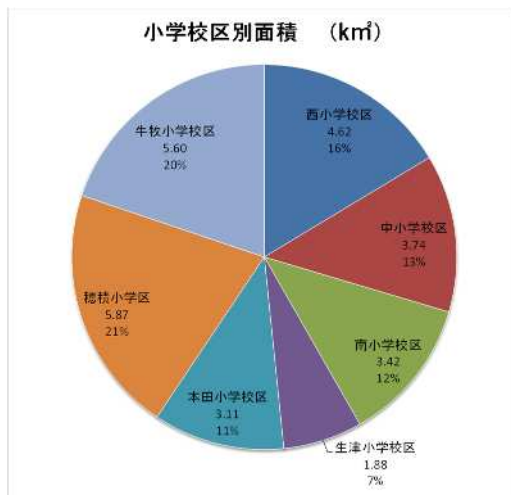


図 2.10 小学校区別面積 (令和3年3月)

(4) 財政状況

1) 歳入・歳出の状況

本市の財政規模（普通会計）は、この5年間をみると令和2年度（2020年度）を除いて177億円～189億円程度で推移しています。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症に関する国庫支出金が例年の約4倍以上に上るほか、地方消費税交付金で約2割の伸びがありました。

令和2年度（2020年度）の歳入内訳をみると、国庫支出金33%が最も多く、市税28%、地方交付税9%、繰入金5%の順となっており、これらで歳入全体の75%を占めています。

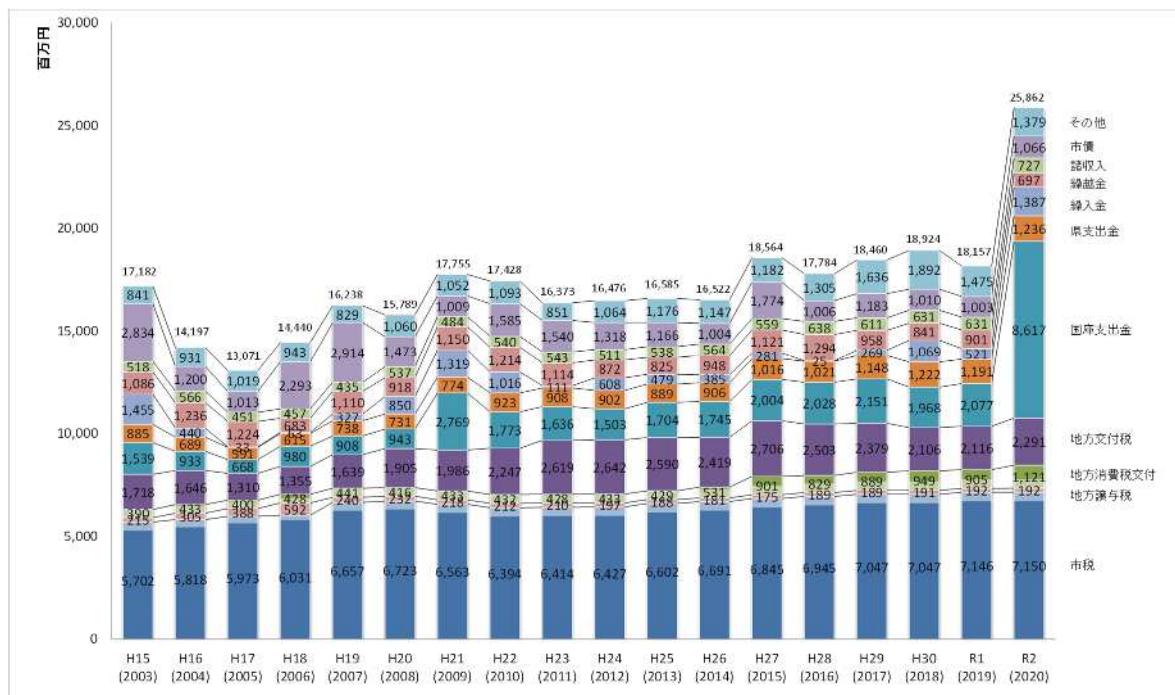


図 2.11 歳入（普通会計）の推移

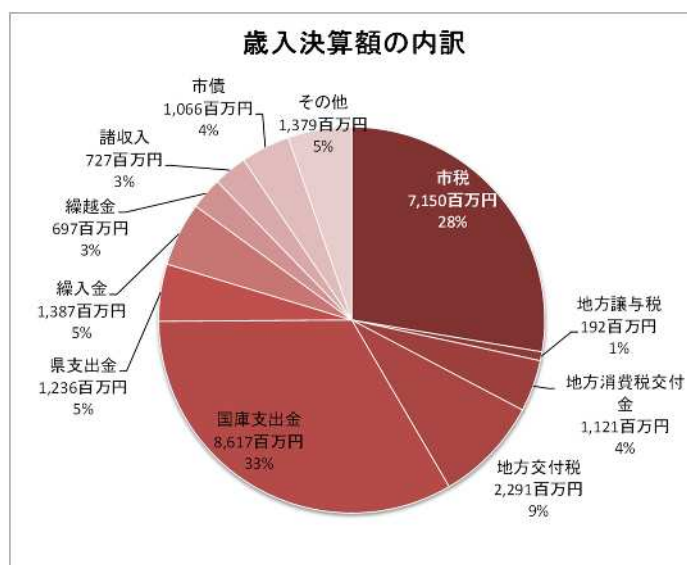


図 2.12 歳入（普通会計）の内訳（令和2年度）

歳出は、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までは、平成 30 年度（2018 年度）の 180 億円をピークに 168 億円～180 億円を推移していました。

平成 30 年度（2018 年度）の歳出が多くなっているのは、穂積中学校のテニスコート整備や小中学校への ICT 機器配備、生涯学習施設の改修を実施したことによります。

また、扶助費については少子高齢社会の到来により、増加傾向が続くと見込まれるほか、物件費も増加傾向がみられます。

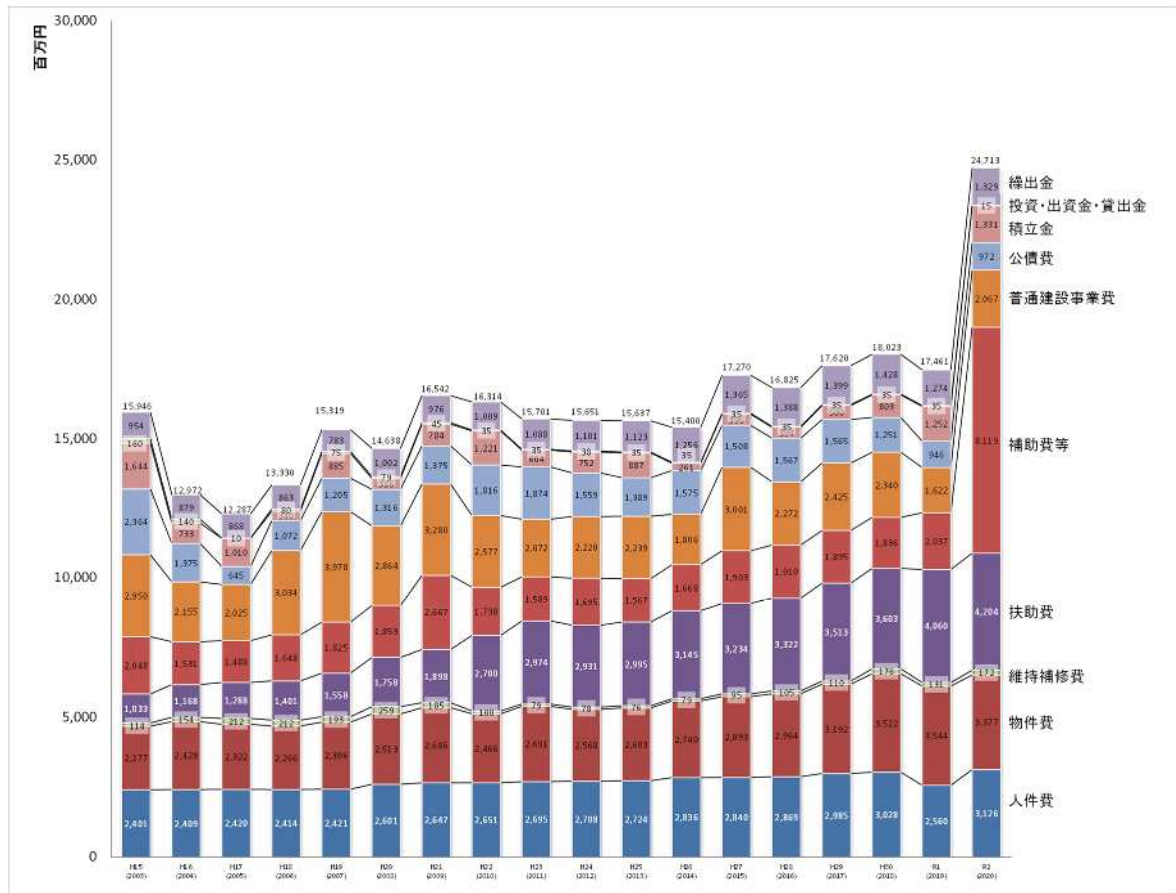


図 2.13 歳出（普通会計）の推移

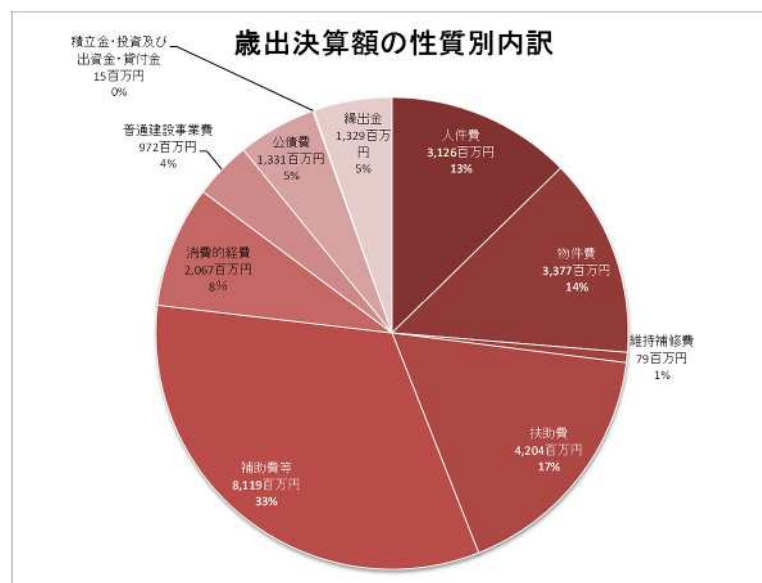


図 2.14 歳出（普通会計）の内訳（令和 2 年度）

2) 普通建設事業費等の推移

普通建設事業費（投資的経費）は、道路・橋梁、公園、公共建築物（学校、公営住宅等）の建設等の整備に要する経費です。扶助費は、社会保障制度の一環として児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等に対する支援に要する経費です。

普通建設事業費は、平成 19 年度（2007 年度）をピークに平成 26 年度（2014 年度）までは減少傾向にありましたが、平成 27 年度（2015 年度）の牛牧小学校増築をはじめ平成 28 年度（2016 年度）の中学校へのエアコン設置などで増加しました。

一方扶助費は、平成 15 年度（2003 年度）以降年々増加傾向にあり、平成 22 年度（2010 年度）には普通建設事業費を上回っています。

市債残高は、平成 20 年度（2008 年度）に 132.8 億円に達しましたが、その後減少していき、117 億円程度で推移しています。

このような財政状況のもと、今後、少子高齢化を迎え大型事業も予定しているなかで、現状の施設更新時期も重なっていき、一層厳しい財政状況となることが予想されます。

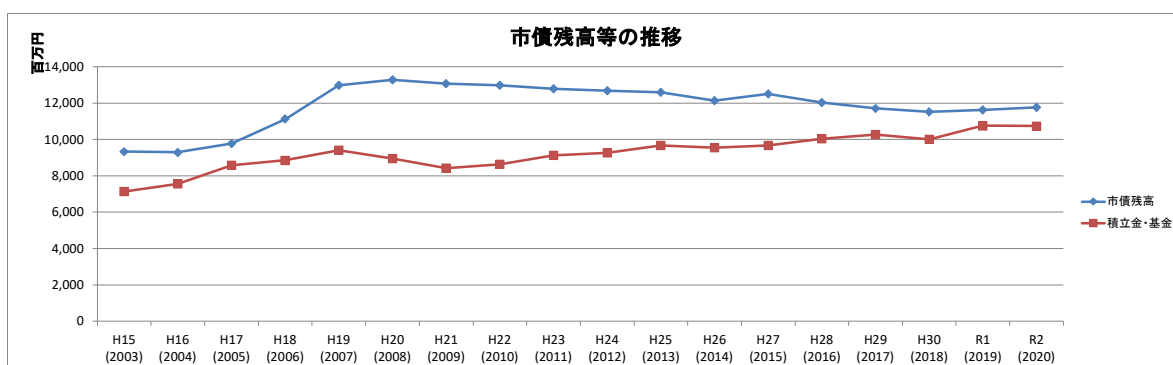
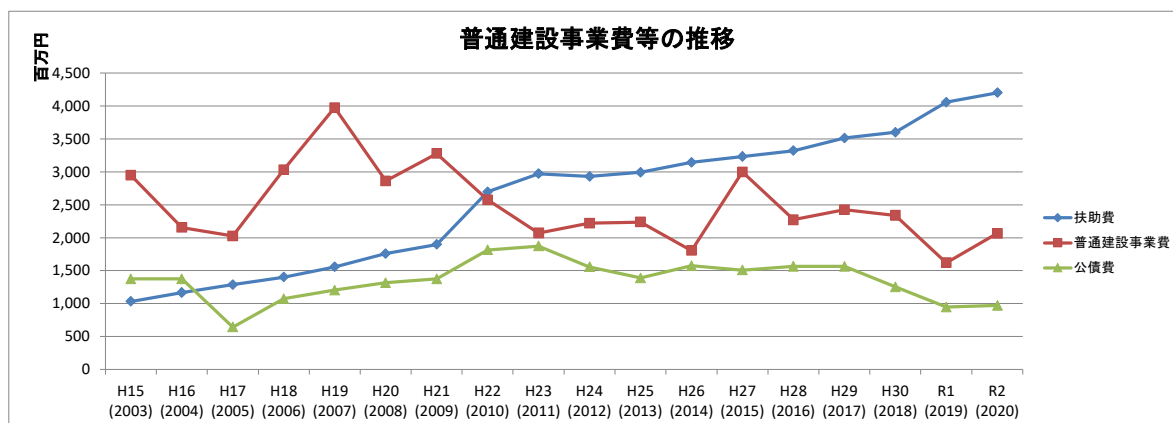


図 2.15 経費の推移（一般会計）

2. 瑞穂市の公共施設

(1) 公共建築物

1) 公共建築物保有量

市の公共施設等の延床面積は、令和3年（2021年）4月1日現在で、155,117m²になっています。施設種別ごとにみると、学校教育系施設が83,770m²と全体の54.0%を占めています。次いで、市民文化系施設20,119m²（13.0%）、行政系施設15,508m²（10.0%）の順となっています。

また、瑞穂市の人口1人当たりの延床面積は3.73m²/人と、人口5～10万人未満の同規模の都市の平均値4.66m²/人を下回っています。

しかし、前述の人口構成の動向や歳入・歳出の状況より、現在ある公共建築物保有量を維持していくための普通建設事業費を賄うことはできないと考えています。

表 2.2 施設種別ごとの公共施設保有量

| 施設種別 | 延床面積(m ²) | 割合 | 施設数 |
|---------|-----------------------|--------|-----|
| 市民文化系施設 | 20,119 | 13.0% | 8 |
| 社会教育系施設 | 5,518 | 3.6% | 4 |
| 学校教育系施設 | 83,770 | 54.0% | 13 |
| 子育て支援施設 | 14,946 | 9.6% | 15 |
| 保健・福祉施設 | 1,092 | 0.7% | 2 |
| 行政系施設 | 15,508 | 10.0% | 8 |
| 公営住宅 | 3,750 | 2.4% | 1 |
| 供給処理施設 | 5,343 | 3.4% | 7 |
| その他 | 5,071 | 3.3% | 34 |
| 合計 | 155,117 | 100.0% | 92 |

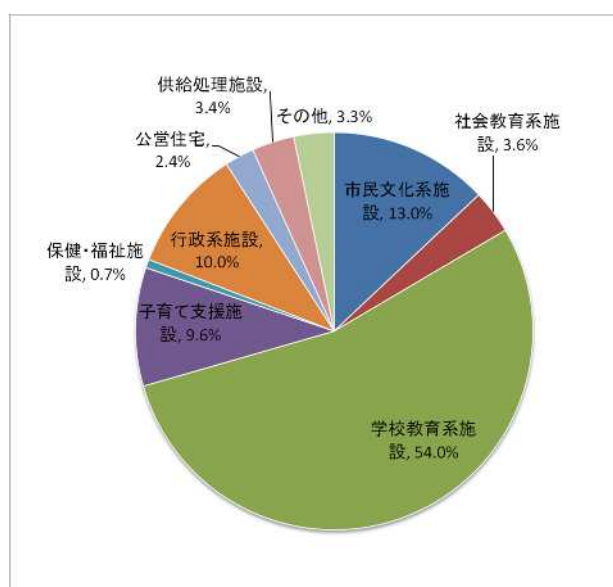


図 2.16 施設種別ごとの延床面積の割合

表 2.3 人口1人当たりの公共施設延床面積の平均値 (単位:m²/人)

| | 全国平均 | 政令指定都市 | 5～10万人未満の都市 | 瑞穂市(55,325人) |
|------------------|------|--------|-------------|--------------|
| 人口1人当たりの公共施設延床面積 | 4.36 | 3.79 | 4.66 | 3.73 |

出典：公共施設状況調査経年比較表(市町村経年比較表(平成18年度～令和元年度))
 令和3年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、令和2年(1月1日から同年12月31日まで)人口動態(市区町村別)(総計)

表 2.4 施設保有量の増減

| 整備内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------|-------------------|-----------------------|-----------------------------|----------------|---------------|
| 新規整備(延床面積増加) | 牛牧小学校 (1,089㎡) | 第7分団車庫兼詰所 (111㎡) | | | |
| 除却(延床面積減少) | | | 穂積保育所※(747㎡) 駅南公民館(414㎡) | 牛牧公民館(214㎡) | みずほターミナル(40㎡) |
| 用途変更 | | 消防団第2分団車庫兼詰所を市役所第3庁舎へ | 消防団第2分団車庫兼詰所を駅前にぎわい創出施設へ | 郷土資料館を馬場公園集会所へ | |

※公私連携保育所型認定子ども園の設置に係る協定が結ばれたため、穂積保育所を除却しました。

表 2.5 減価償却

(単位:円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 減価償却累計額(総計) A | 44,282,154,803 | 45,733,664,495 | 47,192,756,744 | 47,558,378,702 | 49,034,808,196 |
| 有形固定資産額(総計) B | 77,193,861,878 | 78,988,149,023 | 80,507,450,566 | 81,690,220,220 | 82,795,114,564 |
| 有形固定資産減価償却率 C=A/B | 57.36% | 57.90% | 58.62% | 58.22% | 59.22% |

有形固定資産減価償却率とは、建物などの取得価額に対する減価償却累計額の割合で、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができます。

但し、長寿命化による使用期間の延長効果はこの値には反映されません。よって、施設の老朽度や安全性を直接表すものではありません。

本市が保有する公共施設を分類した一覧表を表2.6、表2.7に示します。

表2.6 瑞穂市の公共施設（建物）（その1）

| 大分類 | 中分類 | 施設名称 | | | |
|---------|---------|-----------------------|--|---|---|
| 市民文化系施設 | 集会施設 | ・総合センター | | | |
| | | ・市民センター | | | |
| | | ・巢南公民館 | | | |
| | | ・牛牧南部コミュニティセンター | | | |
| | | ・本田コミュニティセンター | | | |
| | | ・牛牧北部防災コミュニティセンター | | | |
| | | ・馬場公園集会所 | | | |
| | | ・元・消防団第2分団詰所 | | | |
| 社会教育系施設 | 図書館 | ・図書館 ・西部複合センター | | | |
| | 博物館等 | ・うずみ研修センター ・文化財保管庫 | | | |
| | | | | | |
| | 学校教育系施設 | 学校 | ・穂積小学校 ・本田小学校 ・牛牧小学校 ・生津小学校 ・西小学校 ・中小学校 ・南小学校 ・穂積中学校 ・穂積北中学校 ・巢南中学校 | | |
| その他教育施設 | | | ・教育支援センター ・給食センター ・ほづみ幼稚園 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 子育て支援施設 | | | 幼児・児童施設 | ・本田第1保育所 ・本田第2保育所 ・別府保育所 ・牛牧第1保育所 ・牛牧第2保育所 ・西保育・教育センター ・中保育・教育センター ・南保育・教育センター | |
| | | | | 子育て支援施設 | ・穂積小校区放課後児童クラブ ・本田小校区放課後児童クラブ ・牛牧小校区放課後児童クラブ ・生津小校区放課後児童クラブ ・西小校区放課後児童クラブ ・中小校区放課後児童クラブ ・南小校区放課後児童クラブ |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 |
| | | 障がい者福祉施設 | | | ・ふれあいホームみずほ |
| | | 行政系施設 | | 庁舎等 | ・穂積庁舎 ・巢南庁舎 ・文書管理倉庫(別府水源地) |
| | | | | | |
| | | | | | |

注) 複数の用途がある施設は、主要な用途に分類してあります。

表2.7 瑞穂市の公共施設（建物）（その2）

| 大分類 | 中分類 | 施設名称 | | |
|--------|-----------|------------------|--------|-----------|
| 行政系施設 | 消防施設 | ・瑞穂消防署 | | |
| | | ・瑞穂消防署巢南分署 | | |
| | | ・消防車庫 | | |
| | | ・水防倉庫 | | |
| | | ・水防センター | | |
| 公営住宅 | 公営住宅 | ・市営住宅(美江寺) | | |
| 供給処理施設 | 供給処理施設 | ・廃棄物処理施設 | | |
| | | ・美来の森館 | | |
| | | ・ストックヤード(美来の森) | | |
| | | ・巢南集積場 | | |
| | | ・アクアパーク別府水処理センター | | |
| | | ・呂久クリーンセンター | | |
| その他 | トイレ、付属倉庫等 | ・弓道場 | | |
| | | ・穂積グラウンド | | |
| | | ・穂積第2グラウンド | | |
| | | ・糸貫川運動公園 | | |
| | | ・生津スポーツ広場 | | |
| | | ・西ふれあい広場 | | |
| | | ・中ふれあい広場 | | |
| | | ・南ふれあい広場 | | |
| | | ・牛牧団地公園 | | |
| | | ・馬場公園 | | |
| | | ・南流公園 | | |
| | | ・十九条公園 | | |
| | | ・柳一色公園 | | |
| | | ・せせらぎ公園 | | |
| | | ・祖父江公園 | | |
| | | ・上牛牧ふれあい公園 | | |
| | | ・本田春日公園 | | |
| | | ・野田公園 | | |
| | | ・野口公園 | | |
| | | ・井場公園 | | |
| | | ・豊かな緑どんぐり公園 | | |
| | | ・清流みどりの丘公園 | | |
| | | ・小簾紅園 | | |
| | | ・駅前広場(駅北) | | |
| | | ・駅前広場(駅南) | | |
| | | ・犀川器具庫 | | |
| | | ・本田公民館 | | |
| | | | 火葬場 | ・火葬場 |
| | | | 自転車駐車場 | ・第1自転車駐車場 |
| | | | | ・第2自転車駐車場 |
| | | | | ・第3自転車駐車場 |
| | | | 排水機場 | ・牛牧排水機場 |
| | | | | ・花塚排水機場 |
| | | | | ・別府排水機場 |

注) 複数の用途がある施設は、主要な用途に分類してあります。

2) 築年別整備状況

本市の公共施設は、人口の増加に伴い昭和43年度～昭和55年度（1968年度～1980年度）頃に学校教育系施設や子育て支援施設等多くの施設が整備され、築年数30年以上の施設が57.6%となっており、大規模改修が必要な施設が多くなっています。

また、新耐震基準（昭和56年（1981年）6月1日建築基準法施行令改正（新耐震））で建設された建物の延床面積は、92,850m²（59.9%）となっています。

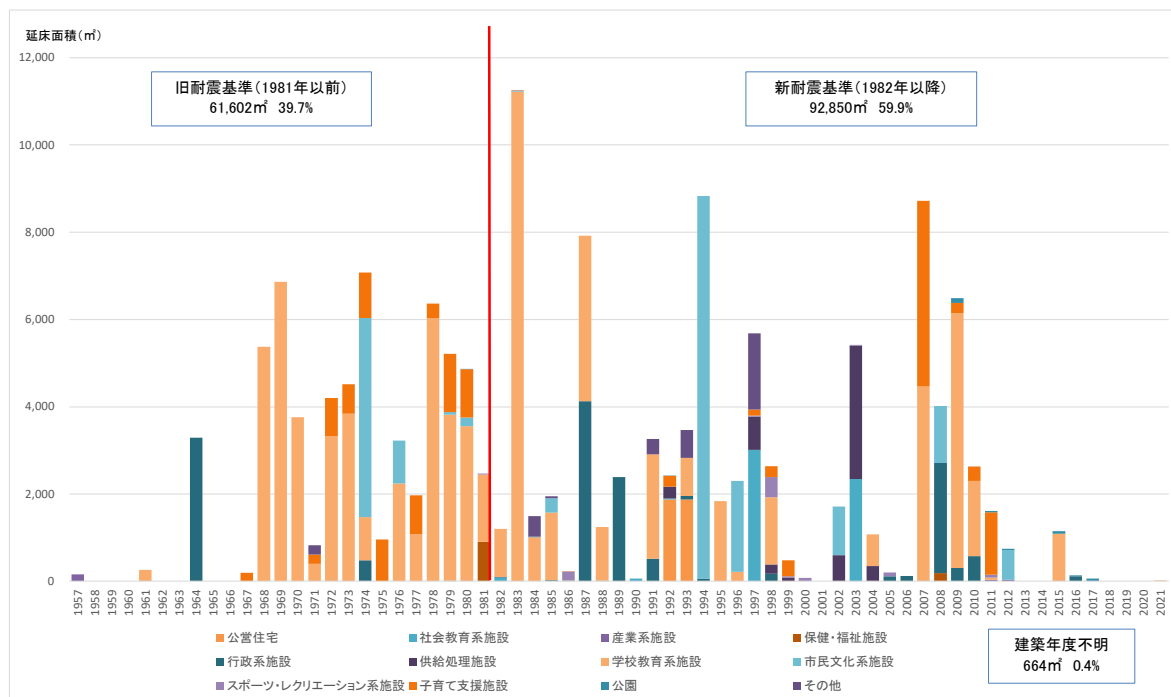


図 2.17 築年別整備状況

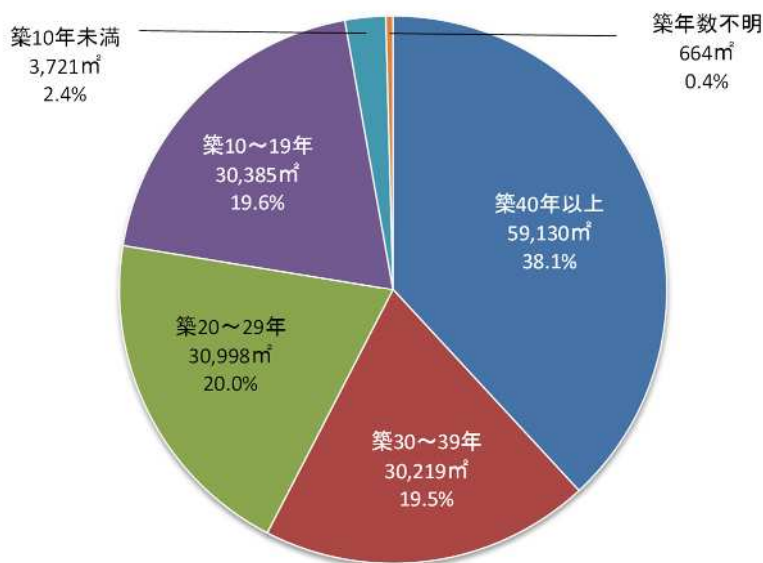
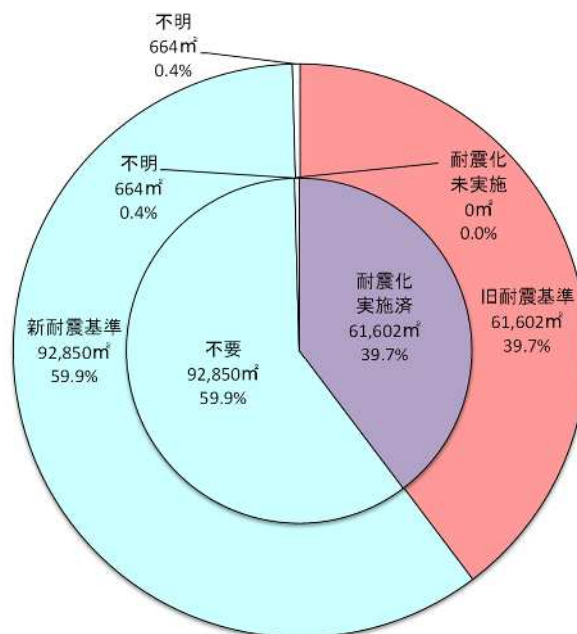
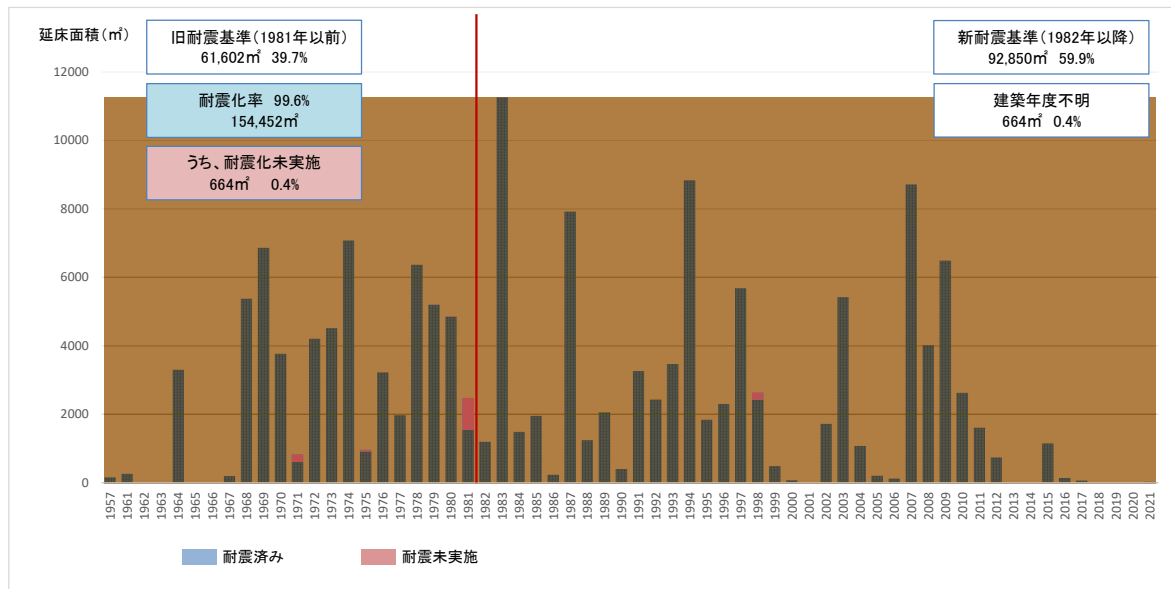


図 2.18 築年別延床面積の割合

3) 施設の耐震化

令和3年(2021年)4月1日時点の施設の耐震化は、旧耐震基準延床面積61,602m²の全てについて実施済みとなっています。



耐震化率: 59.9%+39.7%=99.6%

図 2.19 耐震化の実施状況

※新耐震基準では、地震による建物の倒壊を防ぐだけでなく、建物内の人間の安全を確保することに主眼がおかれた。
旧耐震基準の『震度5程度の地震に耐えうる住宅』との規定は、新耐震基準では『震度6強以上の地震で倒れない住宅』に変更された。

(2) 土木構造物

1) 保有状況

本市の主な土木構造物（インフラ）の保有状況（令和2年度（2020年度）末現在）を以下に示します。

表2.8 土木構造物（インフラ）保有状況

| 施設類型 | 種類 | | 保有量 |
|-------|--------------------|--------|------------------------------|
| 道路施設 | 1級市道 | | 31路線 実延長：47,310m |
| | 2級市道 | | 20路線 実延長：17,326m |
| | その他市道 | | 2,223路線 実延長：448,684m |
| 橋梁施設 | 橋梁 | | 600橋 |
| 公園施設 | 都市公園 | | 24公園 |
| | 緑地公園 | | 13公園 |
| | 児童遊園地 | | 53施設 |
| 上水道施設 | 配水管 | | 329,354m |
| | 導水管 | | 913m |
| | 配水施設 | | 水源地7施設 |
| 下水道施設 | 特定環境保全公共下水道（西処理区） | 計画処理面積 | 約146ha |
| | | 敷地面積 | 約10,200m ² |
| | | 計画汚水量 | 約3,070m ³ /日（日最大） |
| | 農業集落排水処理施設（呂久処理区） | 計画処理面積 | 約9.5ha |
| | | 敷地面積 | 約886m ² |
| | | 計画汚水量 | 約189m ³ /日（日平均） |
| | コミュニティ・プラント（別府処理区） | 計画処理面積 | 約96.4ha |
| | | 敷地面積 | 約7,400m ² |
| | | 計画汚水量 | 約3,300m ³ /日（日最大） |



図 2.20 アクアパークすなみ

2) 道路施設の状況

本市が保有する市道は、令和 2 年（2020 年度）度末現在の 1 級市道 31 路線の実延長 43,710m、面積 450,074 m²で、2 級市道 20 路線の実延長 17,326m、面積 143,658 m²、その他の市道 2,223 路線の実延長 448,684m、面積 2,417,995 m²です。道路施設の状況を以下に示します。

表 2.9 道路施設の状況

| 施設類型 | 種類 | 保有量 | |
|------|-------|----------|--|
| 道路施設 | 1 級市道 | 31 路線 | 実延長：43,710m 面積：450,074m ² 未舗装道延長：31m 舗装道延長：43,679m |
| | 2 級市道 | 20 路線 | 実延長：17,326m 面積：143,658m ² 未舗装道延長：25m 舗装道延長：17,301m |
| | その他市道 | 2,223 路線 | 実延長：448,684m 面積：2,417,995m ² 未舗装道延長：76,058m 舗装道延長：372,626m |

3) 橋梁施設の状況

令和 2 年度（2020 年度）末現在の橋梁保有量は、600 橋です。橋梁の総面積は 24,592m²であり、そのうち、架設年度が不明な橋梁の総面積は、13,660m²です。

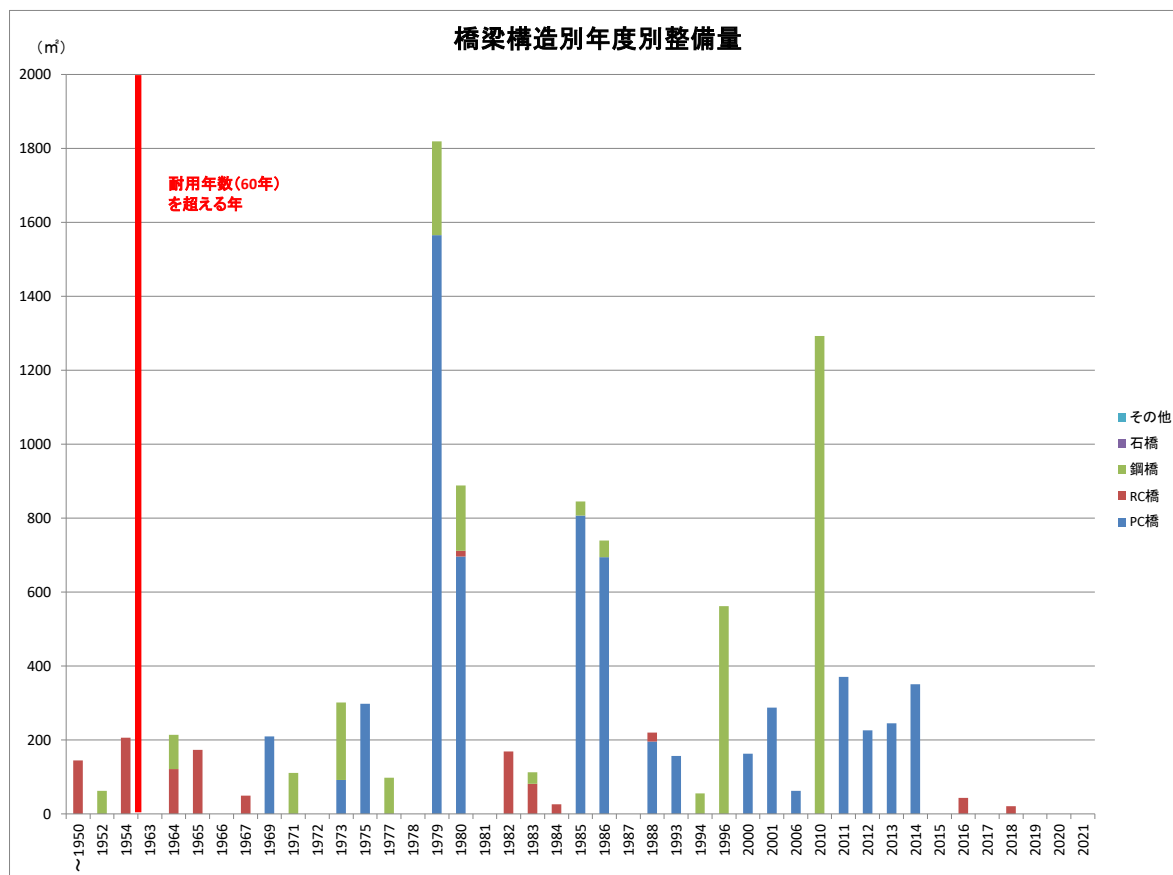


図 2.21 橋梁構造年度別整備量

4) 公園施設

本市が所有する公園施設は、令和2年度（2020年度）末現在で90施設であり、そのうち、都市公園24施設、緑地公園13施設、児童遊園地53施設です。

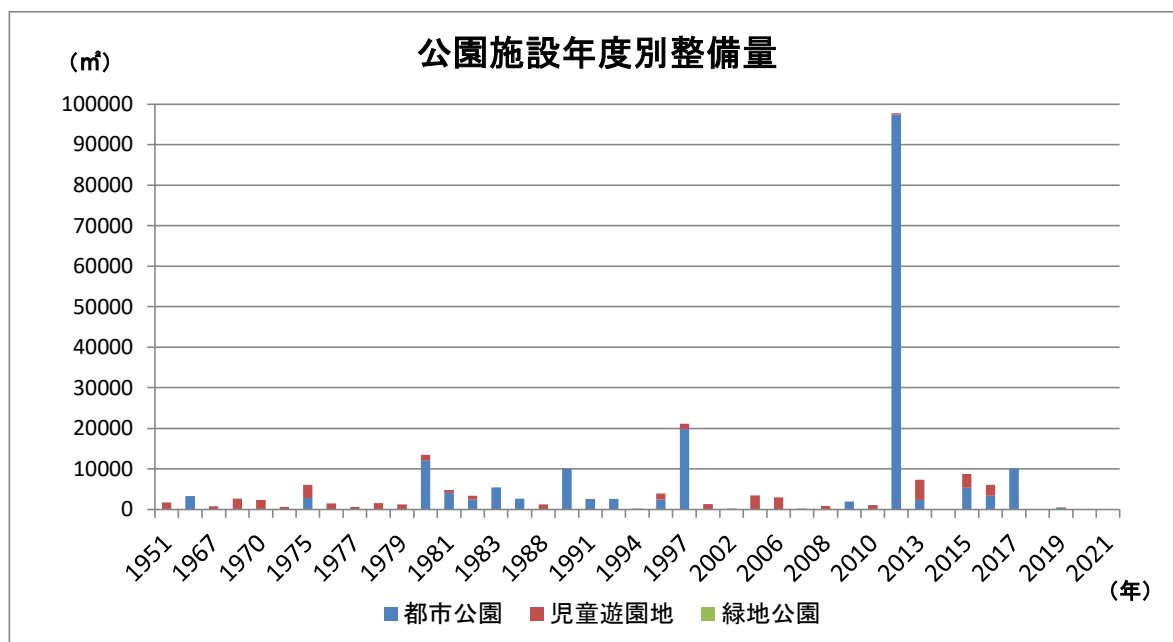


図 2.22 公園施設年度別整備量



図 2.23 十九条公園

5) 上水道施設

上水道施設は、配水管、導水管、送水管及び配水施設（水源地）に分類されますが、令和 2 年度（2020 年度）末現在、配水管の総延長約 329,354m、導水管の総延長 913mで、水源地 7 施設です。上水道施設の整備年次は、1 回目のピーク昭和 51 年（1976 年）、2 回目のピーク平成 6 年（1994 年）、3 回目のピーク平成 16 年（2004 年）、4 回目のピーク令和元年（2019 年）となっており、令和元年（2019 年）を除いて、毎年約 4km の整備実績となっています。

表 2.10 上水道施設の保有量

| 施設類型 | 種類 | 保有量 |
|-------|------|----------|
| 上水道施設 | 配水管 | 329,354m |
| | 導水管 | 913m |
| | 配水施設 | 水源地 7 施設 |

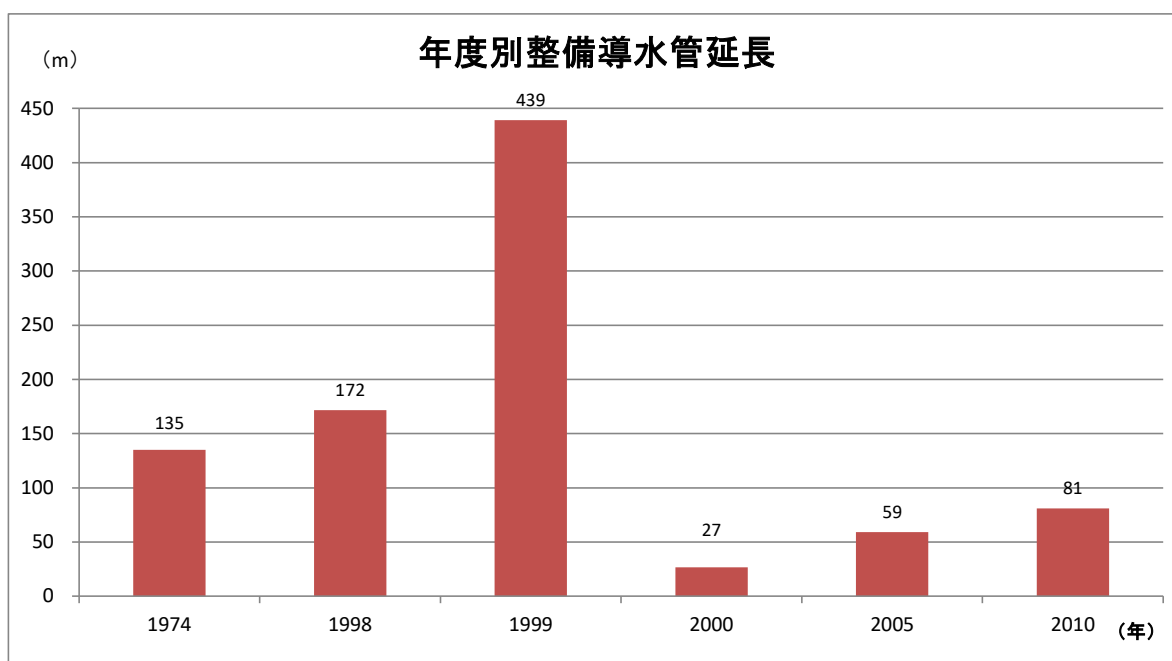
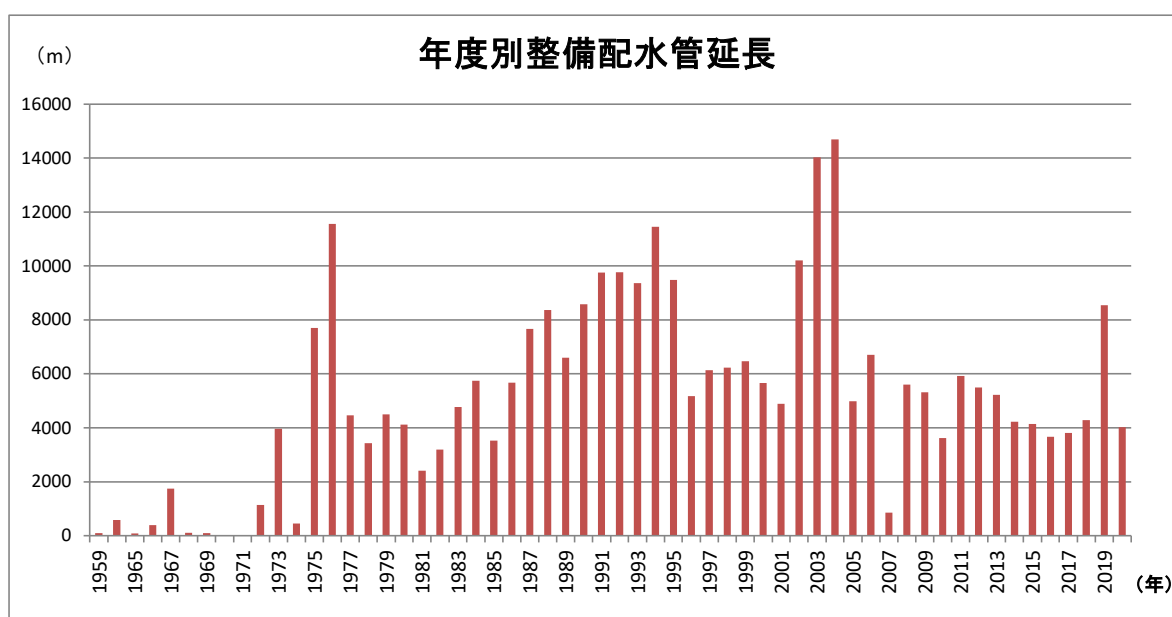


図 2.25 上水道（管路）の年度別整備延長

6) 下水道施設

本市が保有する下水道施設には、特定環境保全公共下水道（西処理区）、農業集落排水処理施設（呂久処理区）、コミュニティ・プラント（別府処理区）があります。下水道処理人口普及率は、令和 2 年（2020 年）度末現在、11.7%（3 処理区合計）となっています。令和 3 年（2021 年）3 月 31 日現在の全国平均公共下水道処理人口普及率は、80.1%であるため、瑞穂市の下水道処理人口普及率は、かなり低い状況となっています。また、管渠の整備延長は、平成 14 年（2002年）が約 15km でピークとなっており、その前後の年に約 8~12 kmが整備されています。

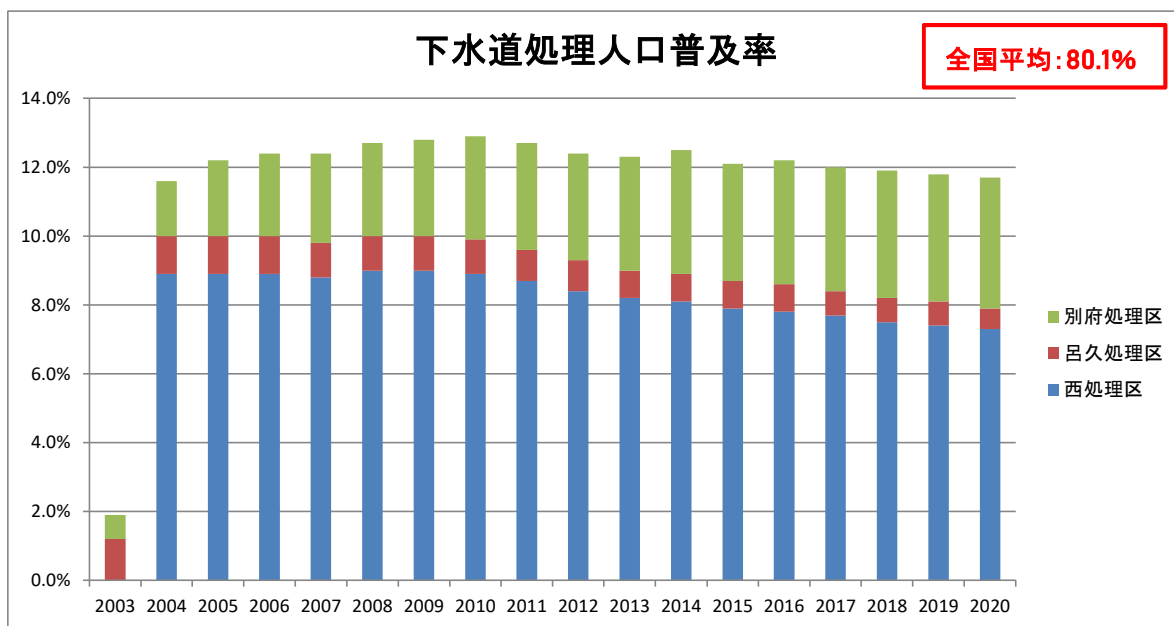


図 2.26 下水道処理人口普及率

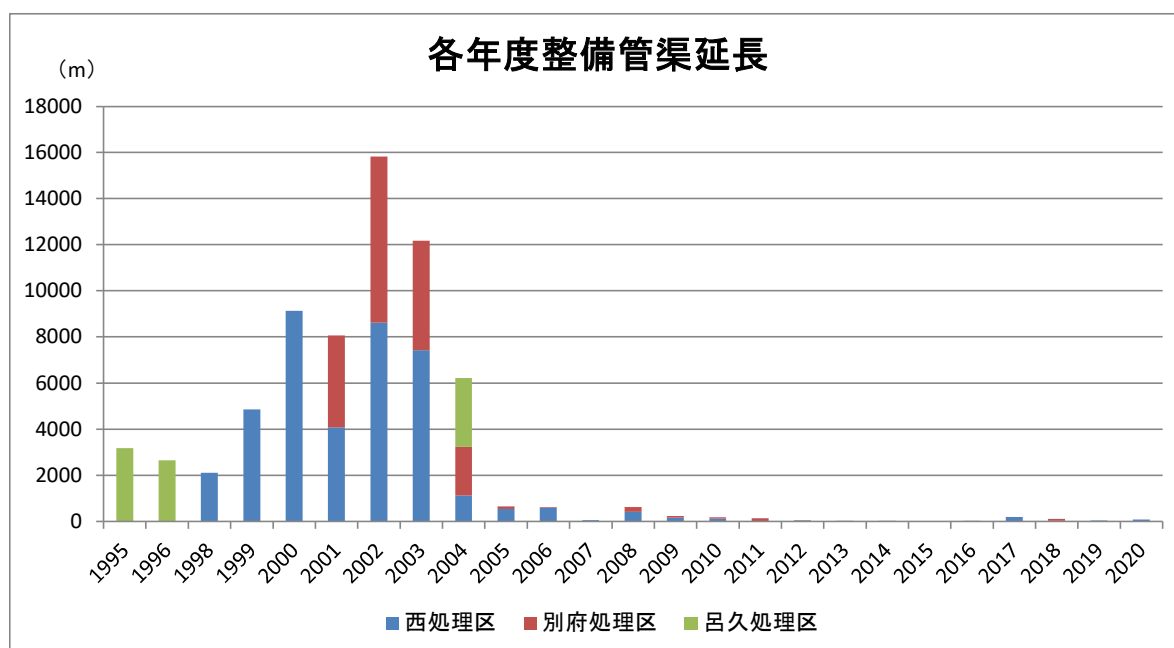


図 2.27 管渠の年度別整備延長

3. 将来の更新及び改修コストの推計

保有する公共施設等の将来更新費用の推計について、総合管理計画策定指針に基づき、総務省が公表する「公共施設等更新費用試算ソフト[※]」及び、各土木インフラ施設で策定されている長寿命化計画等を活用し、現在保有する公共施設等を将来も同種・同規模で更新した場合の費用を試算します。

保有する各公共施設等の更新の考え方を示すとともに、公共施設等の数量・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化等について、将来コストが財政に及ぼす影響を本市における公共施設等の更新費用の推計により、目安を示します。

※公共施設等更新費用試算ソフト：

「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」より、将来更新費を把握し公共施設等の更新のあり方を検討していくため、更新費用を簡便に推計する手法が研究され、公共施設及びインフラ資産の更新費用の推計のため全国公共団体の使用に供するフリーソフトが、(財)地域総合整備財団から配布された。(使用ソフト：H27年5月 ソフト改定 Ver. 2.10)

本市における公共施設等の更新費の推計（40年間分）を以下に示します。

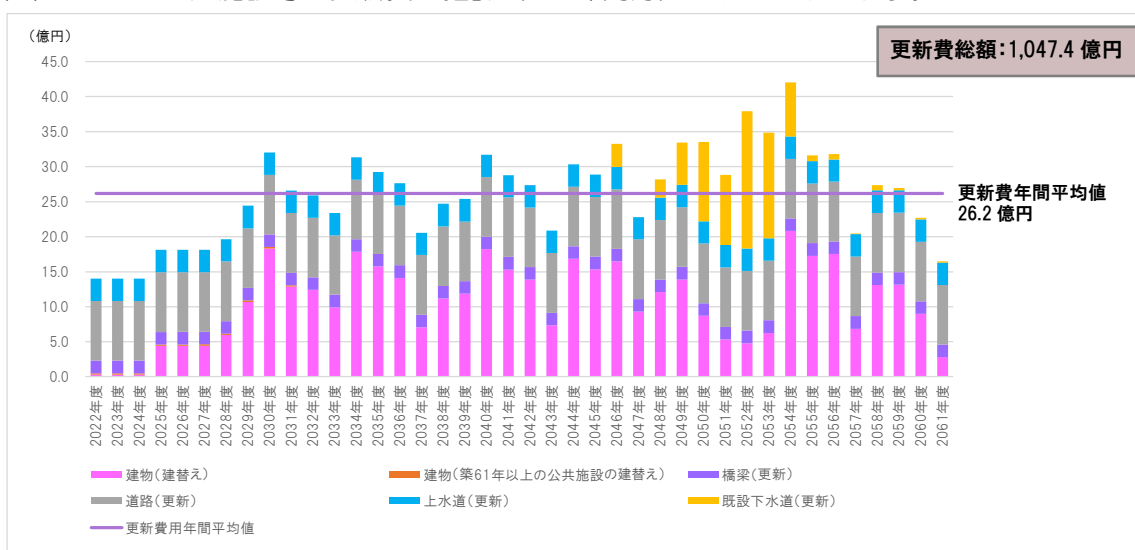
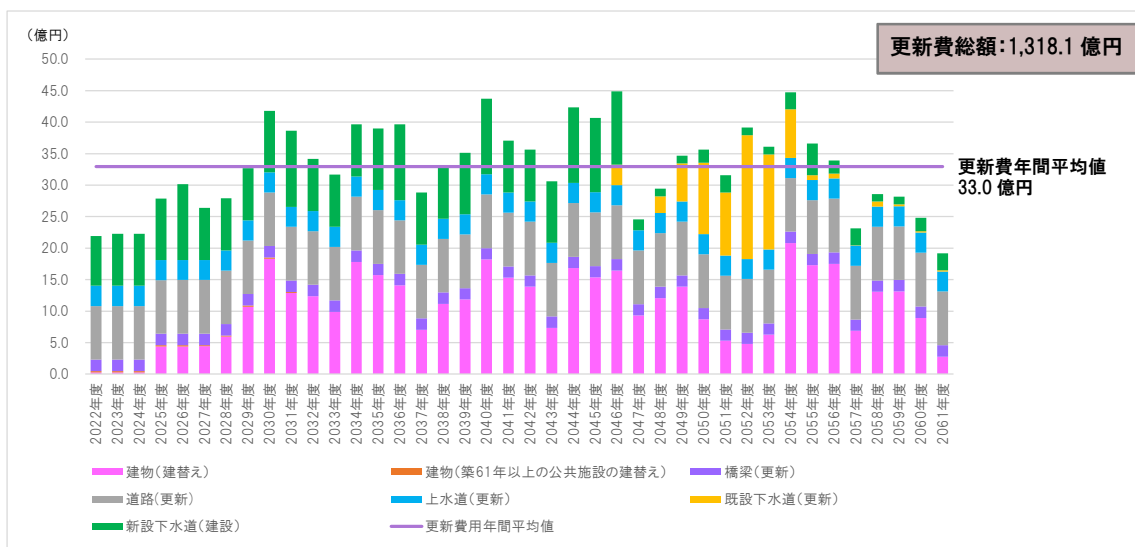


図 2.28 公共施設等の更新費の推計

本市における公共施設等の更新費の推計（40年間分）（新規下水道を含む）を以下に示します。



※ただし、下水道の費用は国庫補助金等があり、実質的に市の財政が負担する額とは異なります。

図 2.29 公共施設等の更新費の推計（新規下水道を含む）

本市における公共施設等の維持管理費の推計（40年間分）を以下に示します。

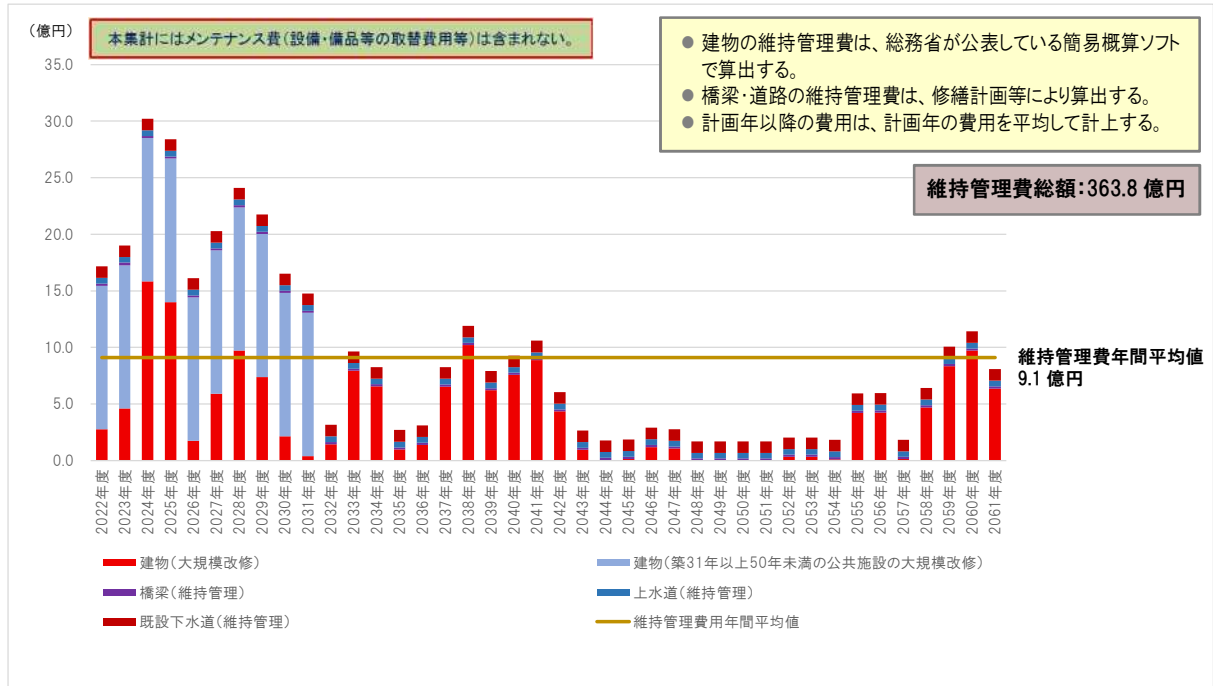
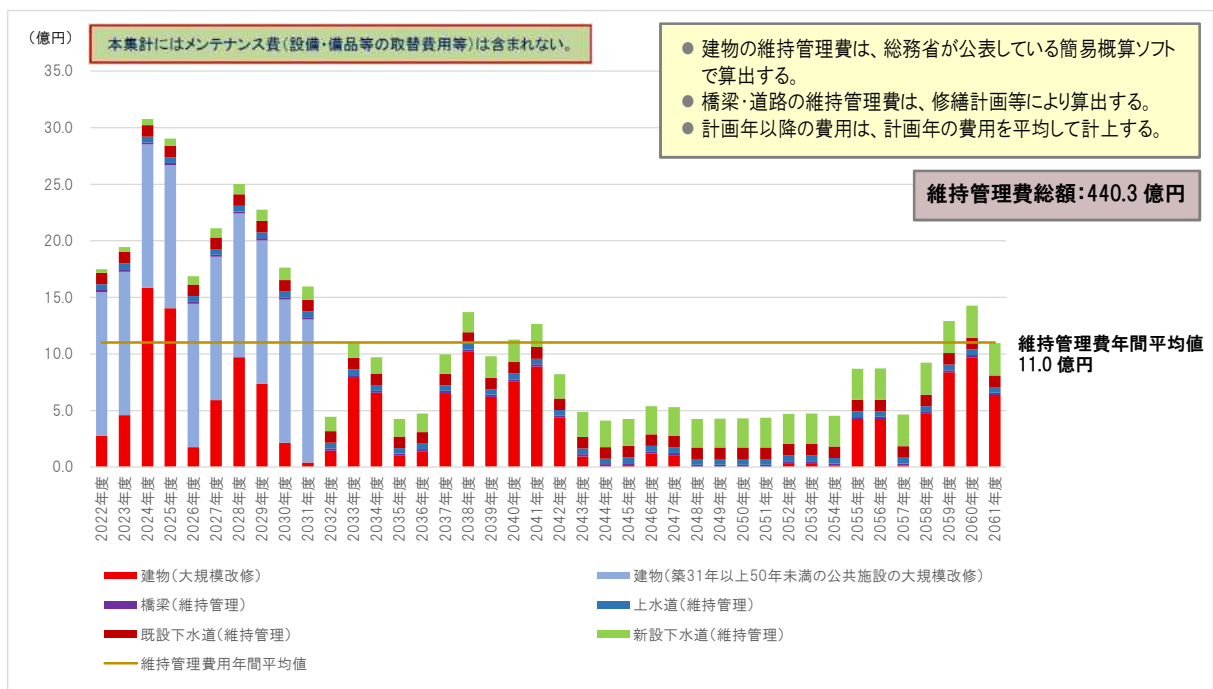


図 2.30 公共施設等の維持管理費の推計

本市における公共施設等の維持管理費の推計（40年間分）（新規下水道を含む）を以下に示します。



※ただし、下水道の費用は国庫補助金等があり、実質的に市の財政が負担する額とは異なります。

図 2.31 公共施設等の維持管理費の推計（新規下水道を含む）

本市における公共施設等の更新・維持管理費の推計（40年間分）を以下に示します。

本市の今後40年間における公共施設等の更新・維持管理費は、年平均約35.3億円(推計値)が必要であり、直近3年間の普通建設費の平均値(21.3億円/年)の約1.66倍です。

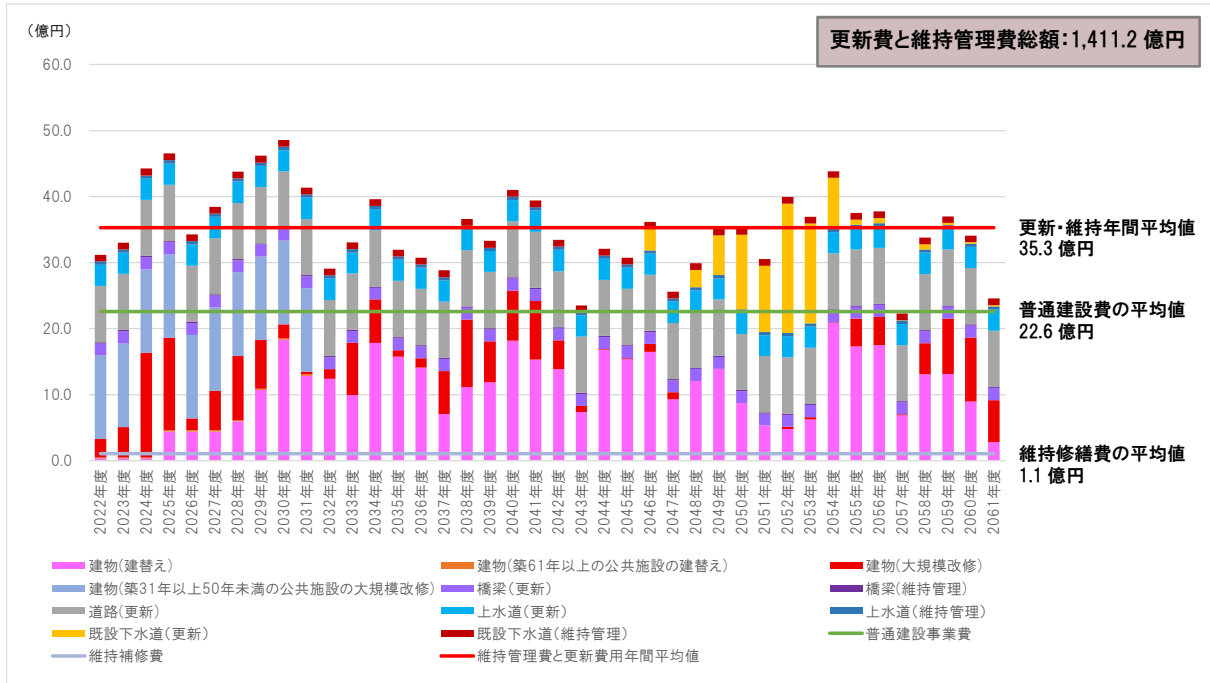
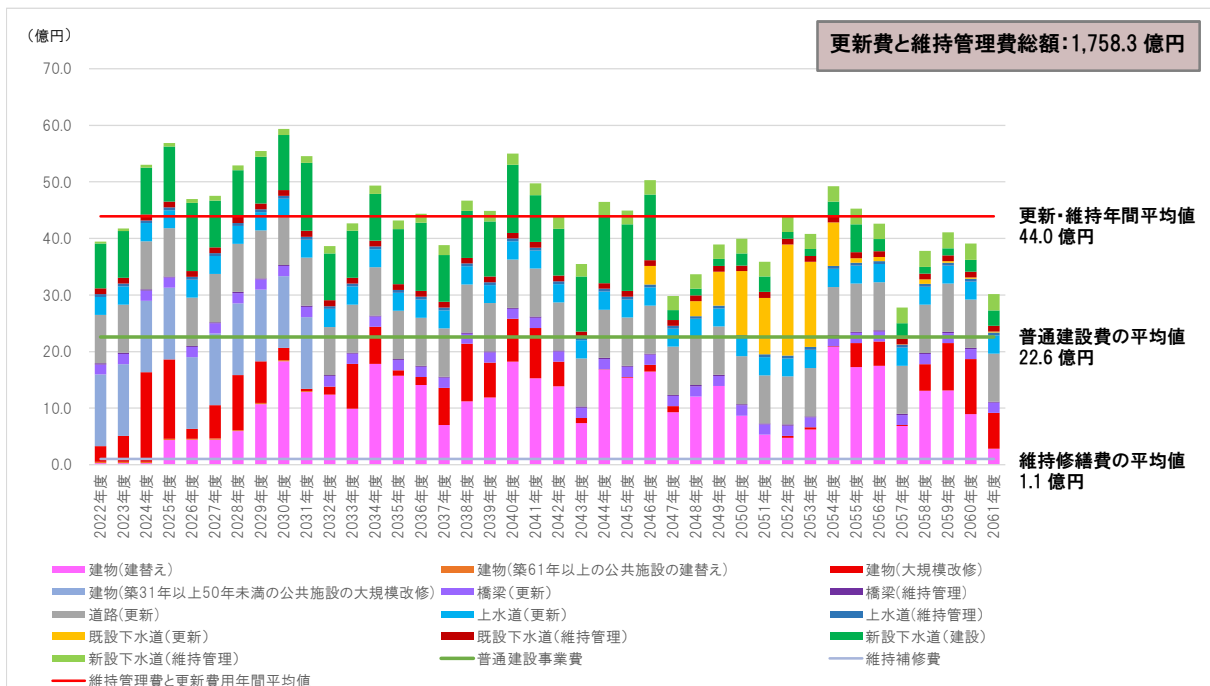


図 2.32 公共施設等の更新費と維持管理費の推計

本市における公共施設等の更新・維持管理費の推計（40年間分）（新規下水道を含む）を以下に示します。

本市における公共施設等の更新・維持管理費（新規下水道を含む）は、年平均約44.0億円(推計値)が必要であり、直近3年間の普通建設費の平均値(21.3億円/年)の約2.07倍です。



※ただし、下水道の費用は国庫補助金等があり、実質的に市の財政が負担する額とは異なります。

図 2.33 公共施設等の更新費と維持管理費の推計（新規下水道を含む）

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

1. 将来を見据えた課題と基本理念

(1) 将来を見据えた課題

本市の公共施設等の将来の維持・更新費用の試算と過去3年間の投資的経費の比較の結果（第2章、3. 将来の更新及び改修コストの推計）、現在保有する公共建築物と土木構造物を維持・更新していくためには財源不足が生じ、あるいは、新たな施設整備や公共事業に要する投資的経費を確保することが困難になることが予想されます。このような状態が続いた場合、公共施設等のサービス水準（公共施設等によって市民が享受できるサービス）が低下し、市民生活へ影響を与えることも懸念されます。

【公共施設等の将来の維持・更新費用(試算)(新規下水道含まない)と投資的経費の比較結果】

- ①維持・更新費用：今後40年間で約1,264億円（31.4億円/年）
- ②投資的経費：今後40年間で約872億円（21.8億円/年）（過去3年間の平均から算出）
- ③差（①-②）：392億円（9.6億円/年）

このような状況から本市の将来を見据えた場合、以下のような課題が挙げられます。

①将来の総合的な観点から捉えた維持・更新費用の算出

公共施設等の維持及び更新費用の算出は、既存施設の老朽化等に対する維持や更新のみに留まることなく、将来の人口や人口構造の変化、また本市を取り巻く社会経済状況の変化等を踏まえた施設の建設や整備等を計画的に実施するとともに、必要に応じて他施設との統廃合を併せて実施するなど、総合的な観点から捉えた検討が必要となります。

②公共施設等の維持管理方針とマネジメント

財政負担の軽減が望まれる中、新規土木インフラ施設整備費も踏まえた将来維持・更新費用算定と平準化が課題となります。

将来維持・更新費用の不足から、老朽化や劣化等による公共建築物や土木構造物の機能低下に対し、施設等の長寿命化を行い、ライフサイクルコストの縮減及び平準化を図るため、公共施設等の点検、診断、維持修繕等を適切な時期に適切な方法で実施することが重要となります。

③財政負担に資する市有資産の有効活用

公共施設等の管理を今より更に効率的、効果的に実施するとともに、財政負担の軽減のため、同じ機能を持った重複施設の統廃合、地区別将来人口に合わせた公共建築物の再配置等の推進が課題となります。

また、財源確保の観点からは、低利用・未利用の市有財産において、民間活用等を図り、充ち可能な財源を創出する等の方策の立案と実践が課題となります。

(2) 基本理念

公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本理念を次のように定め、総合計画の共通目標に掲げた「市民が主体の協働のまちづくり」に向けて、市民と行政の協働により、最適な公共施設等の持続的な供給を目指します。

①質と量の最適化

供給（最適な施設量）・品質（安全・安心・快適性の確保）・財務（長期にわたり経済的なコスト）の3つの視点から、質と量の最適化に取り組むことで、良質なサービス提供を目指します。

②公共施設マネジメントの推進

公共施設等の全体像を把握し、全ての市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの観点から、公共施設等の総合的なマネジメントに取り組みます。

③市民との問題意識の共有化

公共施設等は大切な資産と捉え、市民と問題意識を共有するとともに、協働して、公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

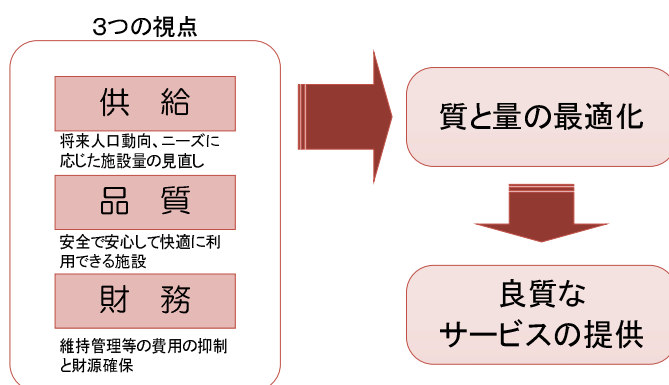


図 3.1 3つの視点と良質なサービスの提供

2. 管理に関する基本的な考え方

施設の老朽化、少子高齢化、財源確保等、公共施設等を取り巻く様々な課題に対して、将来にわたり一定のサービス水準を確保していくためには、公共施設等を良好な状態で保持し、次世代に引き継いでいくことが重要です。

そのため、各施設の建設から廃止までのライフサイクルコスト縮減の視点から、点検・診断等により劣化状況や危険箇所等の現状把握を行い、その結果をもとに中長期的な修繕計画を策定したうえで、維持管理・更新等を計画的に実施します。また、これらの取り組みを効果的に推進していくため、民間活力の導入等の手法を推進します。

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、数多くの部品・部材や設備機器等様々な素材が組合わされて構成されており、それらは、それぞれの目的と機能を持っています。部材、設備は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷・劣化、老朽化の進行に伴い本来の機能が低下します。

このため、施設の劣化及び機能低下を防ぎ、施設等が安全・安心して快適に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施する必要があります。日常の点検・定期点検・臨時点検の方針を定め、点検データの蓄積と老朽化対策への活用等を実施するために、以下のとおり取り組みます。

①基本方針

施設の劣化及び機能低下を防ぎ、施設等が安心、安全かつ快適に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施します。

②点検・診断等の実施

定期点検の他、日常点検・臨時点検等の目的、点検方法等を定め、個別施設維持管理計画に記載するとともに、施設の点検を確実に実施します。

③点検・診断等の実施体制

市職員や管理委託会社のほか、シルバー人材・ボランティア等の市民の方との協働も含めた実施体制を検討します。

④点検結果の蓄積

個別施設維持管理計画に反映させるため、点検結果をデータベースとして蓄積します。

(2) 維持管理・修繕・大規模改修・更新等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れ、トータルコスト縮減・平準化を目指すとともに、必要な施設のみ更新する等、予防保全型の計画を策定し、計画に則った点検・診断・維持・修繕及び更新を行います。

また、このような情報を記録し、集積・蓄積するため、データベースを活用して管理する方法を検討します。具体的には、以下のとおり取り組みます。

①個別施設維持管理計画策定済み施設

今後も確実に維持管理計画を実践するとともに、市の所有する公共施設等の全体最適の考えのもと、必要に応じて見直しを行います。

②個別施設維持管理計画未策定施設

全体最適の考えのもとに原則として予防保全型の計画を策定し、計画に則した点検・診断・維持・修繕及び大規模改修・更新を実施します（新設施設についても同様）。

③修繕・小規模改修

日常管理・定期管理において確認された不具合への対応であり、その対応体制の構築が重要なため、市と管理委託業者等が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

④大規模改修等の工法

各個別施設維持管理計画に基づく補修や大規模改修における工法は、最新の工法を検討し、最も費用対効果の高い工法を選定し、実施します。

⑤運営情報等の蓄積

公共施設等の運営情報及び保全情報等は、点検結果と同様にデータベースとして蓄積します。

(3) 長寿命化の推進方針

公共施設等のライフサイクルコストを抑えるためには、施設のより良い状態を保持し、より長く使用することが重要です。このため、予防的な修繕や部品の取替えといった耐久性の向上を図るため、以下のとおり取り組みます。

①継続施設の判定

点検・診断等の結果を踏まえ、老朽化の状況や利用状況等の評価により、今後も継続的に提供していく施設を選定します。

②長寿命化の推進

継続的に提供していく施設に対して、期待される耐用年数までの使用を可能とするための効果的かつ計画的な保全措置を講じるとともに、ライフサイクルコストの縮減も視野に入れた長寿命化を推進します。

また、環境への負荷を低減させるため、省エネルギー型施設・設備の導入を進めます。

(4) 統廃合等の推進方針

本市の第2次総合計画策定に向けた市民アンケートの結果、今後の公共施設のあり方については、「老朽化した施設や重複する施設等の廃止や統合、用途の転換を行い、経費を減らすべき」が55.8%と最も多くなっていること等を踏まえ、公共建築物の統廃合等に以下のとおり取り組みます。

①基本方針

土木構造物の統廃合は、困難であるため、公共建築物を対象に統廃合を推進します。

②統廃合施設の抽出

近隣施設・類似施設の有無や防災対策、人口動向等の視点による定性的な分析、耐震性・健全度・利活用度・利便性・経済性等の視点による定量的な分析を行ったうえで、統廃合等の検討が必要な公共建築物を総合的に評価し、抽出します。

③統廃合の推進

総量の最適化と合わせて、施設の用途転換・集約化・複合化・統廃合・廃止も視野に入れた効率的・効果的な機能の再編を計画的に推進します。

公の施設については、市民の福祉を増進する目的をもって市民の利用に供することとされていますが、近年の社会情勢に伴う環境の変化に対応するため、サービスの質の向上とコスト縮減を図る必要が考えられます。

(5) 民間活力の活用方針

今後、財政状況が厳しくなる中、公共施設等の更新・運営を持続的に行うためには、行政による対応だけでは限界があるため、民間活力を導入した公民連携の手法について検討・推進していきます。

①基本方針

以下のような施設を対象に民間ノウハウ・資金等を最大限活用することで、公民連携の手法を検討していきます。

- 公共施設等の一部又は全ての運営を民間に委託し、より効率的な維持管理を実現できる施設
- 民間機能を併設することで相乗効果が見込まれる施設

②公民連携手法の検討

PFI法によるPFI（Private Finance Initiative）やコンセッション方式（運営権の譲渡）、あるいは、指定管理者制度や包括的民間委託等の導入について検討していきます。

(6) 余剰資産の利活用方針

施設の再配置・統廃合等によりできた余剰資産（土地や建物）や市が保有している遊休資産は、積極的に民間への貸し付けや売却を推進するとともに、貸し付け費や売却益は公共施設等の整備・運営の財源に充当します。

(7) 民間提案を受け入れる仕組みの構築方針

民間活力の導入や余剰資産の利活用においては、効果的なサービス提供のあり方や事業手法、まちの活性化策等、民間からの提案を積極的かつ効果的に受け入れる仕組みを構築します。

(8) ユニバーサルデザイン化及び脱炭素化の推進方針

公共施設等は、利用者の性別、年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、多様な人々が安全で快適に使用できる必要があります。また、SDGsに取り組む都市として、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入を目指します。

そのため、今後修繕・更新を行う際には、ユニバーサルデザインを考慮した整備や照明器具のLED化を進めていきます。

(9) 公会計（固定資産台帳）の活用方針

公共施設等に係る維持管理費などと公会計（固定資産台帳）を連携させ、老朽化対策をはじめとする適正な資産管理に活用していきます。

(10) 広域的な連携の取り組み方針

公共建築物を主として、近隣自治体と施設を共同で利用し合うことで、相互に機能を補完するとともに、行政サービス向上と経費の削減に取り組めます。このため、広域的な利用が可能と思われる公共建築物を抽出し、相互利用の仕組みやその可能性等を検討していきます。

また、広域連携の取り組みを推進するため、近隣自治体と公共施設等のデータの共有化やデータベースの構築についても検討していきます。

3. 施設類型の管理に関する基本的な方針

本章「1. 将来を見据えた課題と基本理念、2. 管理に関する基本的な考え方」等を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本方針を以下に整理して示します。

(1) 公共施設（全体）

①点検・診断等の実施方針

- 公共施設を対象とした点検要領及び点検計画を策定し、それに基づいた各施設の点検を行い、施設の劣化状況、危険箇所等を把握します。
- 把握した情報は一元的かつ経年的に管理・蓄積するため、データベース化し、システム管理します。
- 施設の経過年数や修繕・改修の履歴、日常の施設管理における問題を整理し、劣化状況の具体的な把握が優先的に求められる施設については、点検頻度を多くし、点検内容の充実を図ったうえで点検を行います。点検結果については、データベース化し、システム管理します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 「個別施設維持管理計画」等に基づき、全庁的な視点のもと、計画的な施設の保全を行い、施設を安心・安全に利用できる状態を維持します。
- 施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図ります。

③安全確保の実施方針

- 施設の耐震対策、防災機能の確保を講じることで、市民の安心・安全を確保します。

④耐震化の実施方針

- 耐震性能が劣る施設について、施設の利用状況・重要性等を検討したうえで、耐震対策を計画的・効果的に行い、地震発生時の市民の安全確保、避難所の確保、復旧活動拠点の機能維持・発揮等を目指します。

⑤長寿命化の実施方針

- 施設の構造（RC・木造等）に応じて、修繕・改修の周期を60年から80年に設定するなどの検討を行ったうえで計画的な保全を行うことにより、長寿命化を図ります。

⑥統合や廃止の推進方針

- 施設機能の最適化と総量の最適化の実現に向け、供給・品質・財務の3つの視点で基礎的な評価を実施し、統合や廃止等の対策が必要と考えられる施設を選定します。
- 基礎的な評価結果を踏まえたうえで、近隣施設・類似施設の有無や防災対策、今後の人口動向や将来的な需要等の視点から、総合的に施設を評価します。
- 総合的な施設評価結果をもとに公共建築物の集約化・複合化・統廃合も視野に入れた効率的かつ効果的な機能再編を計画的に推進します。

(2) 道路（舗装・照明施設等の道路附属物）施設

①点検・診断等の実施方針

- ・舗装は、市道のうち、緊急輸送道路を補完する道路等、道路の利用度、重要度等に基づき予防保全の対象路線を選定したうえで、計画的に点検を実施していきます。
- ・サービスレベルの維持、向上及び第三者被害を防止するため、道路パトロールを継続します。
- ・照明施設、標識、カーブミラー等の道路附属物は、必要に応じて点検・診断の実施方針を策定します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・中長期舗裝修繕計画に基づき、維持管理・修繕・更新等を実施します。
- ・照明施設等の道路附属物の更新にあたっては、耐久性の高い材料や工法を採用することで施設の長寿命化を図り、維持管理コストの低減を図ります。

③安全確保の実施方針

- ・道路パトロールによる目視点検の中で、道路陥没箇所等を発見した場合、応急修繕を実施し利用者の安全を確保します。また、応急修繕が頻繁に必要な区間は、路盤改良等の抜本的な対策を実施します。
- ・舗装は、中長期舗裝修繕計画と整合を図り、計画的な修繕工事を実施し、安全を確保します。

④長寿命化の実施方針

- ・舗装については、中長期舗裝修繕計画をもとに、効率的かつ効果的な舗裝修繕を実施することで、舗装の健全性を確保します。

(3) 橋梁施設

①点検・診断等の実施方針

- ・点検は、日常の目視による通常点検、5年に1度の頻度で全ての部材の状況を近接目視により評価・診断する定期点検を実施します。
- ・点検方法・内容は、国の定期点検要領に基づいて実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・橋長2m以上の橋梁について橋梁点検を実施したうえで、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的な維持管理・修繕・更新等を実施します。

③安全確保の実施方針

- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施することで橋梁の長寿命化を図り、安全を確保します。

④耐震化の実施方針

- ・既に点検済みの橋長15m以上の橋梁の落橋防止対策は、実施済みのため、必要に応じて橋脚の耐震補強を実施します。

⑤長寿命化の実施方針

- 平成 24 年度に橋梁長寿命化修繕計画（対象：橋長 15m 以上の橋梁）を策定済みですが、橋長 15m 未満の橋梁についても点検結果を踏まえたうえで橋梁長寿命化修繕計画を策定します。

（４）上水道施設

①点検・診断等の実施方針

- 水道施設の定期的な保守点検により、健全度を確保します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 安全・安心な飲料水を供給するため、瑞穂市水道ビジョンと整合を図り、施設の更新計画を策定し、計画的に施設の維持管理・修繕・更新を実施します。

③安全確保の実施方針

- 防災計画等と整合を図り、安全性を確保します。

④耐震化の実施方針

- 老朽化した配水池の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強等を計画します。
- 基幹管路、幹線管路の耐震整備を図り、併せて管路網の耐震化を随時実施します。

⑤長寿命化の実施方針

- 耐震性と耐久性の高い材料と工法で管路の更新を実施します。

（５）下水道施設

①維持管理・修繕更新等の実施方針

- 下水道施設は、国の「下水道長寿命化支援制度」「計画的な改築・維持管理」等の取り組みを踏まえ、「下水道長寿命化計画」を策定し、点検・診断、維持管理・修繕・更新、長寿命化等に取り組みます。

（６）公園施設

①維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 都市公園、緑地公園、児童遊園地等の公園施設は、施設の有効利用の検討を行ったうえで、今後の公園施設の点検・診断、維持管理・修繕・更新等に関する計画を策定し、実施します。

第4章 計画の推進

1. 全庁的な取り組み体制の構築方針

各部局が所管する公共施設等の情報について、横断的かつ一元的な管理を行うことを目的に、公共施設等を効率的に維持管理することができる統括管理部門の設置等を検討します。

統括管理部門は、各部局の調整機能を発揮し、各部局が所管する資産の全てのデータについて、情報収集の権限を有するとともに、公共施設等のマネジメントの推進における、計画方針の改定や目標の見直しを行い、継続的に改善を図れる仕組みを検討します。

また、市長のトップマネジメントを直接的に支援できる組織とし、かつ、財政部局と直接的又は密接に連携することで、市の経営戦略を支援できる組織体制とします。

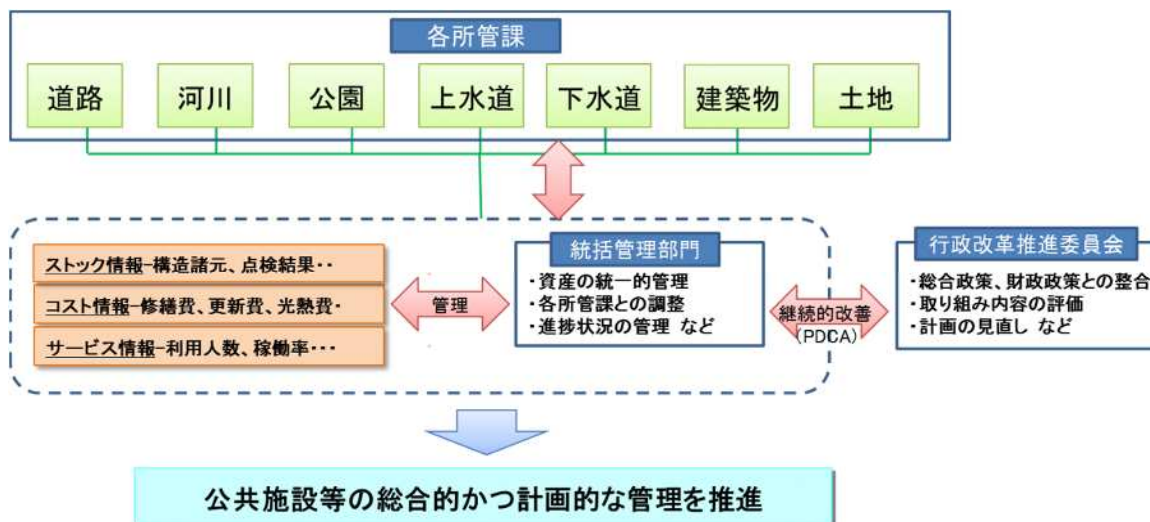
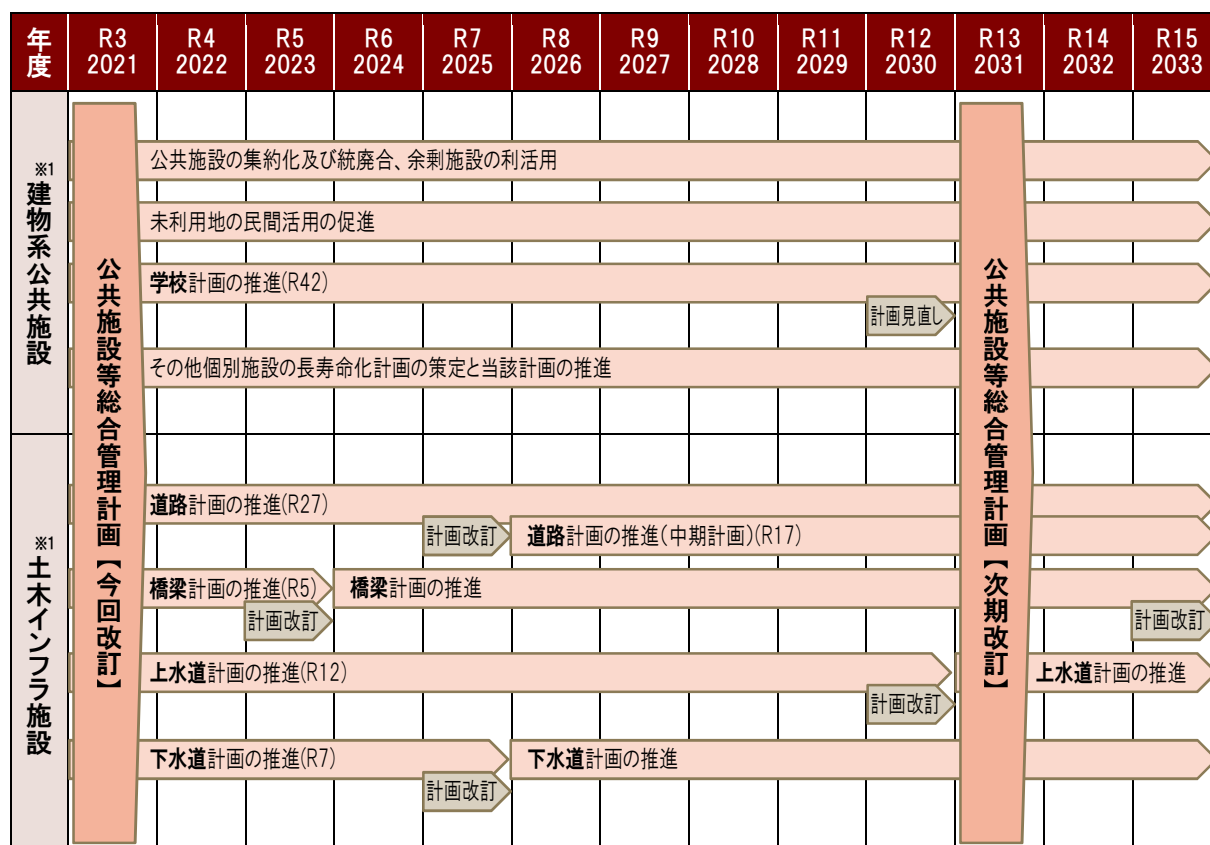


図 4.1 全庁的な取り組み体制イメージ

2. 計画の進行管理

公共施設マネジメントを推進するためには、計画（Plan）、実施（Do）、分析・評価（Check）を実施し、その結果を公共施設等総合管理計画に反映（Action）し、さらに計画を推進することが大切になります。このPDCAサイクルを確実に回すため、行政改革推進委員会等の第三者組織が計画の推進状況、検討状況、取り組み状況等を確認・監視する仕組みを構築します。

3. 瑞穂市公共施設マネジメント推進ロードマップ



※1: 建物系公共施設と土木インフラ施設における下記計画の策定(改訂、見直し)と推進
 「学校」: 「瑞穂市学校施設等長寿命化計画(R2年度策定)」【計画期間 R3~R42】
 「道路」: 「舗装修繕計画報告書(H26年度策定)」【計画期間 H27~H57(R27)/中期は H27~H37(R7)】
 「橋梁」: 「瑞穂市橋梁個別施設計画(修繕計画)(H25年度策定)」【計画期間 H26~R5】
 「上水道」: 「瑞穂市水道事業ビジョン(R2年度策定)」【計画期間 R3~R12】
 「下水道」: 「瑞穂市公共下水道全体計画(H23年度策定)」【計画期間 H24~H37(R7)】

図 4.2 公共施設マネジメント推進ロードマップ



瑞穂市マスコットキャラクター

かきりん

瑞穂市公共施設等総合管理計画